



(号外) 外
閣 内 国立印刷局
発行 (原稿作成)

公 告

諸 事 項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ) 第282号

仙台市青葉区本町1丁目14番30—1002号
債務者 西田 豊隆

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 作田 憲護
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ) 第34号

秋田市土崎港北7丁目5番77号 ミトセアパート101号
債務者 白土 雅敏

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀内 邦由
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第35号

山形市蔵王半郷1033番地
債務者 井上 薫

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 粕谷 真生
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

山形地方裁判所民事部

令和6年(フ) 第244号

大津市松が丘3丁目2番3号
債務者 袋物はつとりこと 西山姉月子(旧名成子)

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 室田 剛志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

大津地方裁判所民事部

令和7年(フ) 第77号

岡山市北区青江3丁目9番16号 ビーライン青江A105
債務者 田中 貴晃

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中井 拓司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第107号

広島県東広島市八本松飯田8丁目14番13号
債務者 田中 俊男

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 雄一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ) 第136号

広島市安佐南区山本新町1丁目10番1号
債務者 濱野 祐之

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂倉 敬濟
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ) 第137号

広島市安佐南区山本新町1丁目10番1号
債務者 濱野 優子

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂倉 敬濟
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ) 第138号

広島市西区鈴が峰町29番3—502号 市営南
債務者 島崎 誠一

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 近藤 剛史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ) 第49号

愛媛県伊予郡砥町高尾田1149番地4 フォ
ブルK D II 204号
債務者 多和田展司

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 伸夫
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

松山地方裁判所民事部

令和7年(フ) 第56号

愛媛県松山市上高野町甲147番地1 F号
債務者 河岡 知尋

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横井 秀武
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後2時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

松山地方裁判所民事部

令和7年(フ) 第6号

愛媛県宇和島市明倫町5丁目2番21号
債務者 進藤 彰

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河野 康之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

松山地方裁判所宇和島支部

目 次

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

企業年金基金清算結了・清算人選任

地方職員共済組合定期の一部変更
更関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

令和7年(フ)第32号	高知県南国市稻生21番地2 フォブル松岡A201号 債務者 鎌倉 悠 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 佐知 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 高知地方裁判所破産係
令和7年(フ)第5号	福岡県柳川市大和町明野1184番地1 明野借家9号 債務者 田島 久美 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鍋島 典子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所柳川支部破産係
令和7年(フ)第29号	大分市横田2丁目2番20号 柳原コーコ F 債務者 古田 勝馬 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第415号	沖縄県那覇市首里金城町4丁目40番地4 債務者 比嘉 洋平 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 宗立 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第34号	宮城県大崎市古川若葉町1丁目1番23号 セピアコートB201号、従前の住所宮城県柴田郡柴田町船岡南1丁目8番30号 山下町菅住宅103号 債務者 菅原 奈美 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菅原 健 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和7年(フ)第6号	岩手県宮古市小山田3-6-6、住民票上の住所岩手県宮古市磯鶴3丁目7番34号 債務者 金子 賢一 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡辺 正和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午後2時5分 5 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 盛岡地方裁判所宮古支部
令和7年(フ)第693号	大阪府池田市鉢塚2丁目3番20号 債務者 リンクルこと 永田 光憲 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 別城 尚人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第101号	大阪府池田市鉢塚2丁目3番20号 債務者 リンクルこと 永田 光憲 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 別城 尚人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第32号	茨城県水戸市けやき台1丁目56番地の8 工ルウェーブ107号 債務者 菊池 幸治 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片桐 久充 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第164号	神戸市兵庫区松原通3丁目4-18 フローラルアベニュー106号室、住民票上の住所神戸市須磨区西落合5丁目9番6号 債務者 高島 義典 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀田 亜紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第246号	埼玉県川口市金山町13番18号 債務者 真部 敏枝 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村本 拓哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第408号	岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第8地割300番地 債務者 坂本 國哉 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川上 博基 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(フ)第3053号	横浜市南区井土ヶ谷中町162番地2 横浜南ガーデン106号 債務者 佐々木史彦 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片桐 久充 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第3085号	神奈川県綾瀬市上土棚南1丁目3番20-207号 債務者 諸橋 育美 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 泰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部

<p>令和7年(フ)第401号 横浜市戸塚区沢尻1丁目11番15-106号 債務者 秋岡 克哉 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福島 史恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第25号 青森市筒井4丁目3番8号 コーポとくさしB-201 債務者 後藤千恵美 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 葛西 洋輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 青森地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和6年(フ)第680号 神奈川県中郡二宮町松根1番3号 ジェイハイム二宮B棟103号室 債務者 清本大哲こと 鄭 大哲 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 最所 義一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部</p> <p>令和7年(フ)第69号 神奈川県平塚市万田1丁目33番27号 債務者 赤石 薫 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木慎一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部</p>	<p>令和7年(フ)第221号 京都市西京区松尾鈴川町15番地14、前住所京都市右京区太秦樋ノ内町1番地19 ライオンズマンション太秦第3 203号 債務者 佐々木修二 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上辻 直章 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第7号 鹿児島県奄美市名瀬古田町14番1号、前住所鹿児島県奄美市名瀬小保町2番3号 債務者 指宿みのり(旧姓肥後) 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐用 理紗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係</p> <p>令和6年(フ)第4442号 大阪市平野区長吉長原東3丁目1番48号 リキレジデンス 202号 傾債務者 山本 美遙 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鶴見 泰之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和6年(フ)第6045号 大阪市東淀川区大桐4丁目3番24号 傾債務者 千原 征和 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木元起 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第29号 和歌山市中283番地6 傾債務者 前田 栄太 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時30分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅野 喜彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第33号 和歌山市伊太祈曾76番地8 傾債務者 キドコー商店ことマットセンターこと木戸口 晃 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤田 隼輝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第22号 盛岡市永井19地割8番地9 プロヌーブ桜雲102号、前住所盛岡市永井23地割32番地5 グランクレスト永井D号 傾債務者 森 光平 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平本丈之亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 盛岡地方裁判所第2民事部</p> <p>令和7年(フ)第60号 盛岡市三ツ割3丁目22番26号 傾債務者 阿部 孝史 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東海林利哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 盛岡地方裁判所第2民事部</p>	<p>令和6年(フ)第132号 茨城県日立市川尻町5-35-16ロイヤルマンション203、住民票上の住所茨城県高萩市有明町2丁目59番地 傾債務者 佐久間広仲 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片岡 優 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 水戸地方裁判所日立支部</p> <p>令和6年(フ)第133号 茨城県高萩市有明町2丁目59番地 傾債務者 佐久間圭二 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片岡 優 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 水戸地方裁判所日立支部</p> <p>令和7年(フ)第320号 さいたま市南区大字太田窪2142番地2 メゾンK&S 206 傾債務者 八角 豪彦 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水口 匠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第15号 大分県国東市安岐町下原2235番地9 傾債務者 松岡 勇樹 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 碓井 啓己 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 大分地方裁判所杵築支部破産係</p>
--	---	---	---

令和6年(フ)第2929号

愛知県長久手市蟹原1003番地 サンファミリア長久手Ⅱ・403号、従前の住所北海道釧路市鳥取大通3丁目18番21号 ハルボーセン7号室

債務者 山本 優一

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坪井晃一朗
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第331号

愛知県海部郡大治町大字西條字諫訪30番地の3

債務者 小田 景子

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長沼 寛之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第303号

愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字マノ割29番地2 Garageヴィータ2号

債務者 渡邊 忠夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 裕也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第34号

鹿児島県鹿屋市吾平町上名6594番地6

債務者 原田 和郎

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮路 真行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第175号

大阪府南河内郡太子町聖和3丁目15番地の3、住民票上の住所大阪市中央区瓦屋町1丁目10番5-1104号

債務者 小原 祐介

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福井 俊一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第148号

さいたま市桜区町谷3-9-17アーバンパレス宮田2 506号室、住民票上の住所さいたま市桜区西堀2丁目19番15-108号

債務者 大場 俊吾

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荒生 祐樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第15号

愛知県一宮市千秋町穂積塚本字北裏12番地2 サンシャインマンション4-A

債務者 平田 明彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加塚 裕師
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第20号

愛知県一宮市森本5丁目12番23号

債務者 折坂 英昭

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原 秀一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第768号

大阪府吹田市寿町1丁目15番20号 (111)

債務者 水元 淑乃

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浦田 知温
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第821号

大阪府交野市星田西4丁目6番6号

債務者 吉田 光雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大河内義之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第977号

大阪市淀川区西宮原1丁目8番31-906号

債務者 柴田 圭佑

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 角谷 俊輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第19号

愛知県一宮市今伊勢町本神戸字筋替4番地2

債務者 エステサロンA n g e 1／エンジェル
A n g e 1こと 東 雅子

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 亮太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第3号

北海道岩内郡岩内町字栄159番地 栄団地304号室

債務者 高橋シメ子

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鹿角 健太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで

札幌地方裁判所岩内支部

令和7年(フ)第4号

北海道岩内郡岩内町字大和4番地5 L Hハウス 101号室

債務者 富樫 裕貴

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鹿角 健太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで

札幌地方裁判所岩内支部

令和7年(フ)第5号

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡丁4427番地

債務者 石橋 啓一

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊真一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで

新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第871号

大阪市東住吉区今川3丁目6番8号

債務者 坪井 正樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石田 慎也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第953号

大阪府摄津市千里丘4丁目3番27-106号

債務者 宮本 裕慈

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荒井 雄作
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで

大阪地方裁判所第6民事部

<p>令和7年(フ)第63号 盛岡市上米内字名乗沢1-58 特別養護老人ホームなどの杜、住民票上の住所盛岡市山岸6丁目10番8号 債務者 内澤 榮子</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 滝浦のぞみ 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 盛岡地方裁判所第2民事部 	<p>令和7年(フ)第52号 盛岡市長橋町25番10号、前住所盛岡市箱清水1丁目2番14号 シエロ202号 債務者 伊藤 風凜(旧姓多田)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 新潟地方裁判所新発田支部 	<ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 高松地方裁判所丸亀支部 	<ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 高松地方裁判所丸亀支部
<p>令和7年(フ)第18号 熊本県八代市新町2番13号 債務者 坂本 翔太</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田畑 求三 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 熊本地方裁判所八代支部 <p>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</p>	<p>令和7年(フ)第17号 岩手県奥州市江刺田原字横懸51番地4 債務者 鈴木 幸子</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 盛岡地方裁判所水沢支部 	<p>令和7年(フ)第1号 群馬県桐生市黒保根町下田沢234番地 債務者 花房 淳倫</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 前橋地方裁判所桐生支部 	<p>令和7年(フ)第14号 香川県坂出市京町3丁目7番5号 メゾン京町203号 債務者 牧野 数文</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 高松地方裁判所丸亀支部
<p>令和7年(フ)第39号 釧路市阿寒町阿寒湖温泉1丁目2番5号 阿寒ロイヤルコート625号 債務者 熊田 隆司</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 釧路地方裁判所民事部 	<p>令和7年(フ)第305号 東京都多摩市諏訪3丁目13番地の1諏訪UNI T401 債務者 浅野 友吾</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 	<p>令和7年(フ)第19号 香川県坂出市西大浜北2丁目3番8号 サニーハイツ楠A棟102号 債務者 谷 憲子(旧姓松谷)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 高松地方裁判所丸亀支部 	<p>令和7年(フ)第37号 千葉県旭市二の5862番地85 B SハイツC棟201号 債務者 高野 善之</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 水戸地方裁判所日立支部
<p>令和7年(フ)第40号 釧路市阿寒町阿寒湖温泉1丁目2番5号 阿寒ロイヤルコート307号室 債務者 熊田 有里</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 釧路地方裁判所民事部 	<p>令和7年(フ)第16号 新潟県村上市岩船下大町6番12号 債務者 遠山 明美</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 釧路地方裁判所民事部 	<p>令和7年(フ)第365号 大阪市平野区加美北8丁目23番28-407号、前住所大阪府松原市東新町4丁目15番12-502号 債務者 林 悠聖</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部 	

令和7年(フ)第615号

大阪市浪速区元町3丁目11番21号 COZY
903号、前住所北海道千歳市高台1丁目8番
17号 グラシアスII 201号
債務者 打矢 直之
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第658号

大阪市生野区巽南3丁目9番3号YOUハイム南巽802号、住民票上の住所福岡市博多区住吉3丁目1番19-501号 グランドウール住吉式番館
債務者 木村 捷樹
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第672号

大阪市平野区加美北1丁目2番22号 第1タナックマンション405号
債務者 林 秀子
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第675号

大阪市住吉区清水丘3丁目5番1-706号
債務者 松下都紀子
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第753号

大阪市平野区平野南2丁目5番34号
債務者 大美工業こと 大西美津夫
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第776号

大阪府摂津市三島2丁目2番45-205号
債務者 岸本 祐介
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第798号

大阪市東成区大今里西3丁目10番9-606号
債務者 藤田 勇樹
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第823号

大阪市東淀川区相川2丁目4番13号 ベストレジデンス相川IV 401号、前住所大阪市旭区新森3丁目16番20号 シティハイツ福井301
債務者 林 良宣
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第846号

大阪府守口市大久保町4丁目28番8号
債務者 山本由理子
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第867号

大阪府枚方市香里ヶ丘2丁目4番地の1
(3-501)
債務者 河野 元
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第872号

大阪府吹田市山手町4丁目1番8号 (308)
債務者 野口 隆司
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第912号

大阪市西成区鶴見橋2丁目9番11号 グローブ
鶴見橋 302号
債務者 田村 昭絵
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第927号

大阪市西成区玉出西2丁目1番16号 マンションヒロ 302号
債務者 安田 智子
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1029号

大阪市淀川区十三本町1丁目12番16号 メゾンシクロ 402号、前住所大阪市淀川区十三本町2丁目8番21-203号
債務者 高山幸雄こと 鄭 幸雄
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1036号

大阪市平野区加美北7丁目1番30号、前住所大阪市平野区平野本町4丁目6番9号 カーサヒラノ102号
債務者 片倉 展子
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1039号

大阪府高槻市竹の内町33番6号
債務者 野妻 朋子
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第24号 長崎県長崎市本河内3丁目10番29-100号、 旧住所長崎市上戸町1丁目1番48-207号 債務者 黒木 俊平 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 長崎地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 秋田地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第24号 茨城県取手市西1丁目39番3号 債務者 鈴木大五郎こと SUZUKI DA IGORO NAMI 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和7年(フ)第40号 長崎県長崎市永田町353番地、住民票上の住所長崎県長崎市三重田町1144番地 債務者 中川 純弥 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 長崎地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 秋田地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第32号 茨城県牛久市刈谷町2丁目101番地 (ビエ ヌスタ刈谷102) 債務者 岡田 明晃 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和7年(フ)第26号 北海道苫小牧市明野元町2丁目12番4号 ハ イツアイビー6号 債務者 遠藤 俊治 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 札幌地方裁判所苫小牧支部	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 秋田地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第2号 千葉県いすみ市大原1837番地3 債務者 八木橋 舜 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 千葉地方裁判所一宮支部破産係
令和6年(フ)第1265号 仙台市泉区松陵3丁目14番地の8 債務者 木村 健一 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 札幌地方裁判所苫小牧支部	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 秋田地方裁判所本荘支部	令和7年(フ)第9号 秋田県由利本荘市矢島町七日町字熊之堂12番 地18 債務者 高橋 恵美 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 秋田地方裁判所本荘支部
令和6年(フ)第1265号 仙台市泉区松陵3丁目14番地の8 債務者 木村 健一 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福島地方裁判所	令和7年(フ)第3号 千葉県いすみ市大原1837番地3 債務者 八木橋 星 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 千葉地方裁判所一宮支部破産係
令和7年(フ)第20号 秋田県男鹿市船越字サッピ46番地2 債務者 鈴木 一之 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福島地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福島地方裁判所	令和7年(フ)第20号 秋田県男鹿市船越字サッピ46番地2 債務者 鈴木 一之 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第185号 宮城県名取市田高字沢目278番地 県営名取 田高住宅135号 債務者 玉田 直幸	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年5月19日まで 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第20号 秋田県男鹿市船越字サッピ46番地2 債務者 鈴木 一之 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

令和7年(フ)第6号

千葉県南房総市和田町小川586番地1
債務者 岩崎 健一

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和7年(フ)第86号

川崎市川崎区塩浜1丁目3番10号 ぐうしおはま 102

債務者 野村 光代

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第136号

川崎市川崎区富士見1丁目6番12-301号

債務者 廣田 充宏

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第509号

新潟市東区竹尾1丁目3番9号 エクセル竹尾401号

債務者 工藤 琴美

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第4号

新潟市中央区桜木町8番35号 メゾントヤノD-1号、前住所新潟市中央区近江3丁目4番11号

債務者 山口 奈緒

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第13号

新潟市南区白根古川60番地1 パークレジデンス エフ F号室、前住所新潟市西区大野町3727番地子

債務者 池田梨緒菜

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第73号

新潟市中央区湊町通1ノ町2600番地6 コーポ湊町401号

債務者 伊川 正治

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第29号

富山県高岡市中曾根354番地1 ラ・リューシュ 101号

債務者 大村 惣一

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第45号

山梨県甲府市宝2丁目8番7号

債務者 飯高 雅子

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時45分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第21号

長野県松本市筑摩4丁目9番22-108号 ダイアパレス松本筑摩

債務者 小岩井律子

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第34号

長野県松本市清水1丁目4番3号 コーポまんねん 204号室

債務者 平島由香里

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第37号

長野県松本市大字大村281番地1 みんなの家 大村

債務者 須賀 繁

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第10号

長野県下伊那郡豊丘村大字神穂3834番地2

債務者 萩原 恵

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
長野地方裁判所飯田支部

令和7年(フ)第5号

三重県名張市富貴ケ丘2番町226番地、前住所大阪府堺市堺区西湊町1丁3番25-203号

債務者 富永 彩乃

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和7年(フ)第19号

三重県三重郡川越町大字高松736番地1 R eventon 201

債務者 吉田ひとみ

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第60号

三重県四日市市城北町8番1号 主体会病院、住民票上の住所三重県四日市市川北1丁目4番23号 サンリッチ川北2A

債務者 横木 隆二

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

<p>令和6年(フ)第528号 兵庫県赤穂市塙屋449番地1 債務者 川端 勇斐 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 　　神戸地方裁判所姫路支部</p> <p>令和7年(フ)第19号 兵庫県加古川市加古川町稻屋209番地の15、 従前の住所兵庫県加古川市野口町古大内76番地の1 マイシティ303-24号 債務者 橋本 美穂 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 　　神戸地方裁判所姫路支部</p> <p>令和7年(フ)第77号 兵庫県姫路市勝原区熊見355番地37、従前の住所大阪府東大阪市荒川1丁目5番17-205号 傾債務者 安見 優一 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 　　神戸地方裁判所姫路支部</p> <p>令和7年(フ)第101号 兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口55番地の1 メゾンレイユ204号 傾債務者 梅原沙弥佳(旧姓塙見) 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 　　神戸地方裁判所姫路支部</p>	<p>令和7年(フ)第108号 兵庫県赤穂市磯浜町69番地 シャーメゾン志保B201 傾債務者 寺岡 常直 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 　　神戸地方裁判所姫路支部</p> <p>令和7年(フ)第10号 奈良県大和郡山市小泉町1535番地5 サンビルレッジ幸泉207号 傾債務者 田中 貴章 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 　　奈良地方裁判所破産係</p> <p>令和7年(フ)第13号 奈良市あやめ池北3丁目10番7-507号 傾債務者 中村 力 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 　　奈良地方裁判所破産係</p> <p>令和7年(フ)第14号 和歌山県橋本市古佐田4-6-10 ハイツ宮田103、住民票上の住所和歌山県橋本市隅田町垂井23番地の1 宏栄マンション305号 傾債務者 永橋 寿子 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第24号 奈良県大和郡山市冠山町5番12号 傾債務者 中矢 敏子 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 　　奈良地方裁判所破産係</p> <p>令和7年(フ)第28号 和歌山市般若寺町281番地の1 コーポヤナギ303号 傾債務者 村井 恵登 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 　　奈良地方裁判所破産係</p>	<p>令和7年(フ)第54号 和歌山県岩出市中迫43番地の47 傾債務者 平岡 里美 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第61号 和歌山市加納224番地1 ホワイトハイツミサキ1 202 傾債務者 酒口眞知子 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第67号 和歌山市土入282番地3 和田住宅5号 傾債務者 細川 美香 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第28号 鳥取県鳥取市湖山町北5丁目206番地 ビレッジハウス湖山2-407号、住民票上の住所鳥取県鳥取市南吉方2丁目75番地3 ヴェル・シェソワ103号 傾債務者 岡本 隆志 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 　　鳥取地方裁判所民事部</p>
---	---	---

令和7年(フ)第34号 鳥取県岩美郡岩美町大字陸上409番地7 債務者 寺谷 豊 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 鳥取地方裁判所民事部	令和7年(フ)第100号 岡山市南区泉田3丁目6番18-4号 CIT YオーラーD-202号室 債務者 藤本 順子 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 高知地方裁判所安芸支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年(フ)第17号 島根県大田市久手町刺鹿606番地8 県営住宅沢田団地3-321、前住所島根県邑智郡川本町大字久座仁267番地1 債務者 甚田 知佳 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 松江地方裁判所出雲支部	令和7年(フ)第8号 広島県庄原市山内町390番地12、住民票上の住所広島県三次市十日市南6丁目23番8号 債務者 田邊 洋聰 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 広島地方裁判所三次支部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第93号 岡山市北区富原417番地1 フィーネ富原106号 債務者 市川 安子 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第7号 山口県萩市大字土原323番地3 ポヌール萩103号室 債務者 山根 真理(旧姓高寿) 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 山口地方裁判所萩支部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 宮崎地方裁判所都城支部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第94号 岡山市北区加茂257番地4 債務者 山口 雅也 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第65号 愛媛県松山市水泥町686番地6 債務者 石井 杏莉 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 松山地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第6号 高知県安芸市下山315番地、旧住所高知県香南市吉川町吉原37番地18 債務者 増井 大真	令和7年(フ)第31号 高知県安芸市下山315番地、旧住所高知県香南市吉川町吉原37番地18 債務者 倉岡 祐貴 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和7年(フ)第27号 鹿児島県曾於郡大崎町野方5442番地14 債務者 上村 遥 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係	令和7年(フ)第25号 鹿児島県肝属郡東串良町池之原2333番地1 債務者 永吉 和人 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第27号 鹿児島県肝属郡東串良町池之原2333番地1 債務者 永吉 和人 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	令和7年(フ)第27号 鹿児島県肝属郡東串良町池之原2333番地1 債務者 永吉 和人 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第29号 鹿児島県肝属郡肝付町後田3642番地2 債務者 淑田 洋二 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係 令和7年(フ)第32号 鹿児島県鹿屋市郷之原町11965番地1 県営郷之原団地2-305号 債務者 田畠 陽子 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係 令和7年(フ)第33号 鹿児島県鹿屋市田淵町80番地8 債務者 糸瀬謙太郎 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係 令和7年(フ)第44号 沖縄県浦添市安波茶3-1-15 ピュアハイム102号室、住民票上の住所沖縄県うるま市与那城屋慶名471番地2 債務者 那覇 輪 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年(フ)第39号 宮城県遠田郡涌谷町字渋江115番地1 債務者 甲田 順爾 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係 令和6年(フ)第2145号 東京都小金井市緑町2丁目4番10号メゾングレージュ202 債務者 宮澤 拓良 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第174号 東京都町田市中町3丁目15番5号シティアビタ町田206 債務者 寺田 直輝 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第203号 東京都府中市府中町3丁目4番地の10アイコーポ73号棟101 債務者 菊池 裕 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第1094号 広島市安佐南区東野3丁目29番2-304号 債務者 伊藤 龍一 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 広島地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第53号 佐賀市嘉瀬町大字扇町2461番地10 扇町ハイツ103 債務者 土井 雅子 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第24号 栃木県小山市西城南7丁目4番地1 南宮ハイツ105号 債務者 仲宗根理樹 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部 令和7年(フ)第296号 東京都東村山市廻田町3丁目18番地廻田町3丁目アパート6-104 債務者 山下 雅浩 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第345号 東京都府中市若松町1丁目11番地の1メゾン・ド・若松1-201 債務者 高村 妙子 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
--	--

令和7年(フ)第12号 栃木県栃木市岩舟町新里1124番地1 債務者 水野 豊 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 青森地方裁判所弘前支部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第116号 神戸市灘区大内通4丁目3番7-203号 債務者 平岡 早苗 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 松江地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 大分地方裁判所杵築支部破産係	1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第122号 神戸市須磨区多井畑字東所17番地 債務者 龍田 美穂 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 青森地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第123号 神戸市須磨区多井畑字東所17番地 債務者 龍田 唯那 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 青森地方裁判所弘前支部	1 決定年月日時 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 盛岡地方裁判所一関支部	1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 群馬県太田市飯田町1020番地
令和7年(フ)第30号 青森県弘前市大字駒越字村元71番地15、旧住 所青森県青森市造道3丁目8番7号 債務者 木谷 強	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 神奈川県平塚市南金目2344番地の1 ソレー ユ藤間202 債務者 関野 一豊	1 決定年月日時 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 前橋地方裁判所太田支部

令和6年(フ)第176号	千葉県山武郡横芝光町新島3171番地1 メゾンドミツワ205 破産者 井口 孝一 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和5年(フ)第579号	愛知県豊田市山之手6丁目69番地 破産者 神戸屋商事株式会社 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和6年(フ)第98号	愛知県西尾市一色町生田西萱野74番地3 破産者 有限会社フジイ輸送 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和6年(フ)第2064号	大阪市福島区野田1丁目1番86号大阪市中央卸売市場内 破産者 株式会社丸共岡村 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部	大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5571号	大阪市中央区久太郎町1-2-7-306 破産者 株式会社インサイト 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部	大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5710号	大阪市中央区心斎橋筋1丁目3番28号大喜ビル2F 破産者 株式会社ロックフィールド美容室

令和6年(フ)第176号	1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和5年(フ)第447号	堺市堺区田出井町5-60 破産者 株式会社エースワーク 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和5年(フ)第904号	堺市中区深井沢町2690番地10 破産者 村田興業株式会社 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第106号	大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第781号	島根県安来市新十神町185番地 破産者 有限会社中海ブルーベリーフーム 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部	松江地方裁判所民事部
令和5年(フ)第261号	広島県山県郡北広島町有田382-1 リーベン千代田B103、住民票上の住所広島市西区草津浜町3番8号 破産者 船本 偵平 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第4部	広島地方裁判所民事第4部
令和5年(フ)第261号	北海道留萌市潮静3丁目12番地 破産者 株式会社亀谷組
旭川地方裁判所民事部	旭川地方裁判所民事部
令和6年(フ)第83号	北海道旭川市五条通9丁目1703番地30 破産者 パートナーズ株式会社 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第93号	旭川地方裁判所民事部
令和6年(フ)第38号	青森市浜館4丁目8番地8 破産者 有限会社スターZ 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第111号	青森地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第748号	岩手県一関市東山町長坂字柴宿7番地104 破産者 株式会社サンケン興業 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部	盛岡地方裁判所一関支部
令和6年(フ)第1825号	岩手県長生郡一宮町船頭頃30番地1 カーサ・フェリーチェB203号 破産者 浮嶋 泉之 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第1826号	千葉地方裁判所一宮支部破産係
令和6年(フ)第1848号	東京都青梅市新町4丁目29番地3コトブキマシジョン210 破産者 株式会社ONE ACT 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部	東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第1848号	東京都府中市小柳町5丁目4番地の12 破産者 松木 芳文 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部	東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1999号	東京都稲城市向陽台4丁目5番地多摩ニュータウン向陽台団地3-1006 破産者 穴澤 豊子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第2084号	東京都八王子市山田町1689番地の2第2石井ビル 破産者 有限会社炭華 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第2085号	東京都八王子市元横山町3丁目7番21号M&M元横101号 破産者 小俣 昭彦 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第2199号	東京都西東京市向台町1丁目15番5号志賀コーポ202号 破産者 三浦 衣絵 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第2222号	東京都東大和市新堀2丁目1453番地の67 破産者 牧嶋 日向 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2237号	東京都八王子市元八王子町2丁目3306番地2 破産者 松岡 幸恵 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和5年(フ)第1083号	(最後の住所) 京都市左京区田中西樋ノ口町2番地19 破産者 亡辻村恵美相続財産 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和5年(フ)第1062号	広島市安佐南区八木5丁目3番5号 破産者 株式会社齊藤電気商会 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2897号	東京都渋谷区神宮前6丁目23番10号 破産者 株式会社J A D E 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第634号	神奈川県座間市相模が丘2丁目13番35号 破産者 有限会社佐々工務店 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和5年(フ)第226号	金沢市駅西新町1丁目39番5号 破産者 株式会社ピース 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 金沢地方裁判所民事部
令和6年(フ)第364号	滋賀県守山市古高町81-5 破産者 株式会社I F R E B 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 滋賀地方裁判所民事部
令和5年(フ)第1464号	埼玉県戸田市下戸田1丁目2番7号 破産者 株式会社D-p r o 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和5年(フ)第1465号	埼玉県戸田市下戸田1丁目2番7号 破産者 株式会社K B S 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第876号	千葉県八千代市村上1975番地151 メゾンドイトーII202号、開始決定時の住所千葉県八千代市勝田台2丁目39番地の16 破産者 古橋 祐一 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1201号	千葉県船橋市二宮2丁目21番15-303号 破産者 中館 修 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1365号	千葉市美浜区高洲2丁目2番10棟504号 破産者 大澤 直樹 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1676号 千葉県市原市東五所33番地8 第一弘岡ハイツ101 破産者 岡元 茂以 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年(フ)第1688号 千葉県船橋市二宮1丁目4番7-102号 破産者 泉 雄大 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年(フ)第327号 千葉県成田市吾妻2丁目1番地1 (2棟301号) 破産者 松原 郷士 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所佐倉支部 令和6年(フ)第573号 大阪府貝塚市小瀬1丁目4番4号 破産者 有限会社渡辺保険事務所 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係 令和6年(フ)第1593号 千葉県八千代市八千代台西4丁目16番1号 アレグリオ201号 破産者 紺谷 哲也 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(フ)第383号 千葉県印西市木下東2丁目2番地2 ソレイユ俱楽部印西218号 破産者 鍵山 鎧 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所佐倉支部 令和6年(フ)第160号 沖縄県宜野湾市赤道1丁目8番7号 破産者 合同会社靖組 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係 令和6年(フ)第1201号 札幌市白石区南郷通7丁目南6番24号 ナカムラビル1F 破産者 酒場カンパニー合同会社 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和5年(フ)第12号 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字向宿8番地 破産者 有限会社リオン 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福島地方裁判所白河支部破産係 令和5年(フ)第866号 千葉県船橋市藤原3丁目18番23号 破産者 株式会社イースト 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年(フ)第1466号 千葉市花見川区千種町16番地7 破産者 小幡 翔 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年(フ)第1466号 千葉市花見川区千種町16番地7 破産者 小幡 翔 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年(フ)第1528号 千葉市花見川区花島町97番地2 破産者 株式会社和顔施 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年(フ)第1529号 千葉市花見川区花島町97番地2 破産者 越後 光朗 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年(フ)第1466号 千葉県市川市本行徳3番3-202号(アイビーコートII) 破産者 亡須永秀則相続財産 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年(フ)第1689号 千葉県八千代市島田35番地58 破産者 田中 弘輝 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年(フ)第6873号 東京都港区芝浦2丁目8番7号 破産者 プリネット株式会社 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部 令和6年(フ)第213号 山梨県甲府市住吉5丁目3-17J・I甲府第一マンション101 破産者 C a r e S e e d 合同会社 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 甲府地方裁判所民事部破産係 令和6年(フ)第219号 岐阜県大垣市中曾根町120番地3 破産者 株式会社コウワ 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 岐阜地方裁判所 令和5年(フ)第93号 愛知県知多郡阿久比町大字植大字高徳吉1番地10 破産者 株式会社ティービーエム 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
---	--

令和6年(フ)第852号	岐阜県多治見市旭ヶ丘9丁目3番地の1 破産者 株式会社フルスクープ 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第1290号	名古屋市天白区植田山4丁目1101番地の1 破産者 株式会社BOWCLAP 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第3168号	大阪市東住吉区矢田2丁目16番4号 破産者 株式会社アシスト・ケア 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第478号	岡山市中区原尾島1丁目20番38号 破産者 有限会社ゼルプラネット 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第296号	熊本県合志市須屋714番地14 破産者 株式会社村本工業 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第176号	鹿児島市西陵6丁目6番16号 破産者 株式会社ミツオ工建

令和6年(フ)第301号	三重県四日市市富田浜町1番18号 コーポ富田301、申立時の住所三重県四日市市桜町6686番地47 破産者 岩田 聰史 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和5年(フ)第661号	栃木県日光市小佐越7番地136 リゾートビラ鬼怒川トリオ1-304号 破産者 株式会社正神工業 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和5年(フ)第662号	栃木県日光市平ケ崎125番地6 破産者 中村 正隆 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和6年(フ)第770号	栃木県宇都宮市白沢町2018番地17 スタープラチナ 102号室 破産者 佐々木 恵 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和5年(フ)第283号	三重県四日市市広永町1204番地の1 破産者 W o o d B e 1 1 株式会社 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和6年(フ)第300号	三重県四日市市下海老町548番地1 破産者 合同会社タップ 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第61号	兵庫県宍粟市山崎町上ノ1623番地 破産者 株式会社リアルハウジング
令和6年(フ)第27号	広島県三原市皆実3丁目1番32号 破産者 株式会社オギロパン 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 神戸地方裁判所龍野支部
令和6年(フ)第220号	滋賀県草津市橋岡町79番地10 破産者 株式会社ショウセイ建装 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和6年(フ)第725号	京都市左京区一乗寺高瀬町20番地1 破産者 株式会社アヴリル 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大津地方裁判所民事部
令和6年(フ)第953号	京都市中京区錦小路通堀川西入吉野町827番地 破産者 有限会社四方工務店 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第1号	京都府舞鶴市字城屋677番地 破産者 株式会社R O K U H E I 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第105号	岩手県一関市上日照9番11-6号サンハウス上日照F棟、住民票上の住所岩手県一関市舞川字中島89番地3 破産者 小野寺佳代 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
破産手続廃止及び免責許可決定	
令和6年(フ)第48号	鹿児島県曾於市末吉町上町1丁目9番地7 破産者 そお電化こと 古藤 幸浩 1 決定年月日 令和7年3月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所尾道支部
令和6年(フ)第111号	広島県尾道市因島中庄町1238番地3-202号 破産者 株式会社有信工業 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 広島地方裁判所尾道支部
令和6年(フ)第48号	鹿児島県曾於市末吉町上町1丁目9番地7 破産者 そお電化こと 古藤 幸浩 1 決定年月日 令和7年3月13日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和6年(フ)第105号	岩手県一関市上日照9番11-6号サンハウス上日照F棟、住民票上の住所岩手県一関市舞川字中島89番地3 破産者 小野寺佳代 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所一関支部

令和6年(フ)第108号
岩手県一関市山目字才天57番地3
破産者 渡部麻利子
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　盛岡地方裁判所一関支部

令和6年(フ)第114号
茨城県日立市水木町2丁目28番11-101号
破産者 三村 治
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　水戸地方裁判所日立支部

令和6年(フ)第120号
茨城県高萩市高浜町2丁目2番地 高浜第2住宅12-304
破産者 細川工業こと 細川 大觀
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　水戸地方裁判所日立支部

令和6年(フ)第1290号
埼玉県川越市大字寺尾733番地22
破産者 北垣 克己
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第1324号
埼玉県新座市石神1丁目4番29号
破産者 長嶋 健太
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第1665号
さいたま市桜区中島1丁目13番12号
破産者 川畑 昭夫

1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1751号
さいたま市北区日進町2丁目335番地2 日進グリーンハイム102室、旧住所さいたま市緑区東浦和2丁目38番地10 さいたまハイツA寮314室
破産者 野中 英治

1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1811号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷8丁目9番17号 D棟401号
破産者 河田 良恵

1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1830号
さいたま市中央区本町東1丁目11番21号 オアシス与野103号、旧住所さいたま市中央区大字下落合1083番地5 与野駅前プラザ209
破産者 吉田 正樹

1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

令和6年(フ)第1840号 埼玉県川口市西青木5丁目1番32-202号
コーポサンキョウ
破産者 高島 大輔
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1874号
埼玉県蕨市南町4丁目23番13号 アネックス
いかるが102号
破産者 久保田 正
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1878号
埼玉県蓮田市大字江ヶ崎1964番地71
破産者 藤田 純
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1879号
さいたま市岩槻区大字小溝97番地45
破産者 泉まい
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1904号
さいたま市見沼区春野1丁目6番7-302号
破産者 小山 真弘
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1936号

埼玉県川口市東川口3丁目8番37号 アルプ
II 203

破産者 土棚 康陽

1 決定年月日 令和7年3月17日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1937号

さいたま市西区大字清河寺1170番地14 リ
ヴェーラウエスト1F

破産者 中尾真理絵

1 決定年月日 令和7年3月17日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1938号

埼玉県戸田市南町8番31-208号

破産者 安藤風優花

1 決定年月日 令和7年3月17日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1945号

さいたま市緑区松木2丁目27番地1、旧住所
さいたま市浦和区北浦和4丁目6番3-701
号

破産者 森下 亮

1 決定年月日 令和7年3月17日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第1948号
 埼玉県川口市大字安行西立野244番地の25、
 旧住所埼玉県川口市鳩ヶ谷本町1丁目1番
 11-1110号
 破産者 新井 義和
 1 決定年月日 令和7年3月17日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第1965号
 さいたま市西区大字指扇領別所218番地3
 プレミール指扇106
 破産者 西尾 明哲
 1 決定年月日 令和7年3月17日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2010号
 千葉県富津市下飯野1126番地 山九株青雲寮
 205号室、破産手続開始時の住所さいたま市
 北区盆栽町340-1-507
 破産者 小林 英司
 1 決定年月日 令和7年3月17日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2018号
 埼玉県新座市新堀2-4-34 ハイツアイリス101号、住民票上の住所埼玉県上尾市井戸木2丁目7番地15
 破産者 小黒 里美
 1 決定年月日 令和7年3月17日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第313号
 長野県伊那市中央6440番地2、開始決定時の
 住所山梨県北杜市大泉町谷戸5611番地1 キ
 ブツハウス
 破産者 今井 元雄
 1 決定年月日 令和7年3月17日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第930号
 北海道恵庭市島松本町1丁目8番8号
 破産者 岡崎 幸二
 1 決定年月日 令和7年3月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第43号
 奈良市南新町19番地の1 南新町ビル501号
 破産者 山本 裕士
 1 決定年月日 令和7年3月17日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第85号
 山口県宇部市大小路1丁目4番61-3号
 破産者 あたたかはんどこと 木原 稔郎
 1 決定年月日 令和7年3月17日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 山口地方裁判所宇部支部

令和6年(フ)第107号
 福岡県久留米市上津2丁目21番1-505号
 破産者 福澤 顕悟
 1 決定年月日 令和7年3月17日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 福岡地方裁判所久留米支部

令和6年(フ)第718号
 札幌市東区北20条東19丁目1番37号 下出マ
 ンション201号
 破産者 佐藤 智美(旧姓瀬川)
 1 決定年月日 令和7年3月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第317号
 盛岡市みたけ1丁目9番31号
 破産者 黒澤 夏帆
 1 決定年月日 令和7年3月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 盛岡地方裁判所第2民事部

令和6年(フ)第760号
 仙台市太白区東中田5丁目2番5-404号
 破産者 川村ごずえ
 1 決定年月日 令和7年3月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第1214号
 仙台市青葉区柏木2丁目3番17-703号、從
 前の住所仙台市青葉区柏木3丁目2番33号
 破産者 伊藤 静香
 1 決定年月日 令和7年3月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第1270号
 仙台市太白区郡山字谷地田西3番地の75
 破産者 三浦 栄美
 1 決定年月日 令和7年3月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第19号
 栃木県小山市天神町1丁目4番15号 一徳ハ
 イツパートⅢ322号
 破産者 中山 由美
 1 決定年月日 令和7年3月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 宇都宮地方裁判所栃木支部

令和6年(フ)第187号 群馬県太田市藤阿久町495-3 フィールド ビレッジB202、住民票上の住所群馬県桐生 市相生町1丁目317番地の7 破産者 中島 崇 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部	1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第343号 愛知県西尾市吉良町富好新田戸後46番地1 レオパレス アンソレイユ102号 破産者 花の詩こと 荒川 裕伸 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和6年(フ)第850号 大阪市生野区巽中2丁目15番11-505号 破産者 末川里美こと 朴 里美 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和5年(フ)第209号 群馬県高崎市八千代町2丁目12番13号 破産者 吉村 修二 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第416号 愛知県岡崎市本宿町字下三本松4番地3 市 営本宿住宅 2-204、前住所愛知県岡崎市 藤川台2丁目13番8号 破産者 毛利 利和 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和6年(フ)第1823号 大阪市平野区瓜破東3丁目1番4号 破産者 藤田 有紀 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第264号 群馬県藤岡市藤岡2371番地1 破産者 三浦 奈々 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第298号 福井県越前市北町第41号22番地 破産者 石本 康輝 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第2211号 大阪府門真市東田町24番10-603号、開始決 定時大阪府東大阪市中石切町5丁目1番4号 ヴィラスカースデール 206 破産者 竹岡 裕和 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第269号 群馬県高崎市下小鳥町811番地1 エーデル 103号 破産者 牧野 智泰 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第309号 福井県丹生郡越前町上川去第46号1番地19 破産者 中谷 葉月 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第616号 愛知県西尾市今川町宮西3番地2 破産者 笹田 真 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和6年(フ)第269号 群馬県高崎市下小鳥町811番地1 エーデル 103号 破産者 牧野 智泰 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第152号 名古屋市中村区横井1丁目319番地 破産者 高橋 香江 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和6年(フ)第2677号 大阪市北区天満2丁目8番1-401号 破産者 串焼き居酒屋結びこと 増田 博匡 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第1307号 横浜市旭区上白根1丁目35番12号 破産者 上松 麻美	1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部	令和6年(フ)第811号 大阪市港区築港4丁目1番26-405号 破産者 上仮屋雛子 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第3198号 大阪市東成区中本2丁目7番15号 レジデン ス朝日 603号 破産者 小黒 智子 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第3307号	大阪府東大阪市菱屋西5丁目12番4号 ドムール菱屋西 102号 破産者 生田 省吾
1 決定年月日 令和7年3月18日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	
令和6年(フ)第3816号	大阪市東成区東小橋2丁目11番26号 小橋丸大ビル 701号、開始決定時大阪市生野区巽南3-6-5-306号室 破産者 NOH IN JUN 魯寅浚
1 決定年月日 令和7年3月18日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	
令和6年(フ)第4215号	大阪市東成区東小橋2丁目11番26号 小橋丸大ビル 701号、開始決定時大阪市生野区巽南3-6-5サンキューhaus306号室 破産者 ピンゴこと KIM JI YUNG 金智英
1 決定年月日 令和7年3月18日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	
令和6年(フ)第5572号	大阪市中央区安堂寺町2丁目6番36号 メゾンダイワ201号 破産者 森 浩司
1 決定年月日 令和7年3月18日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	

令和6年(フ)第5809号	大阪府豊中市新千里南町3丁目1番1-718号、前住所大阪府吹田市桃山台4丁目3番1-403号 破産者 岩田多恵子
1 決定年月日 令和7年3月18日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部	
令和6年(フ)第800号	神戸市中央区港島中町2丁目5番地の1 ビレッジハウス港島タワー1202 破産者 なついろ商事こと 高木 純一
1 決定年月日 令和7年3月18日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	
令和5年(フ)第905号	鹿児島県大島郡龍郷町浦556番地1 エスボーワール山川204号、開始決定時の住所堺市中区深井沢町2690番地10 破産者 村田 大輔
1 決定年月日 令和7年3月18日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部	
令和6年(フ)第836号	神戸市北区南五葉2丁目4番28-102号、従前の住所神戸市中央区雲井通4丁目1番23-706号 破産者 アートコーラルことデジタル工房こと 大内 啓史
1 決定年月日 令和7年3月18日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部	
令和6年(フ)第610号	堺市北区北長尾町4丁6番8号 クレール北長尾102号 破産者 高木 進
1 決定年月日 令和7年3月18日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	
令和6年(フ)第772号	大阪府柏原市田辺1丁目5番5号 破産者 ナガサワレーシングサイクルこと 長澤 義明
1 決定年月日 令和7年3月18日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	
令和3年(フ)第447号	兵庫県三田市弥生が丘1丁目4番地19 破産者 宮川 貞世
1 決定年月日 令和7年3月18日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	
令和6年(フ)第1017号	神戸市須磨区南落合2丁目2番505-305号、従前の住所神戸市須磨区南落合2丁目2番510-502号 破産者 塩見 祐貴
1 決定年月日 令和7年3月18日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部	
令和6年(フ)第1024号	兵庫県三木市志染町中自由が丘2丁目386番地の1 破産者 金本 泰宜
1 決定年月日 令和7年3月18日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部	
令和6年(フ)第165号	奈良県天理市守目堂町27番地2 守目堂団地303 破産者 縁こと 西口美恵子
1 決定年月日 令和7年3月18日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係	
令和6年(フ)第43号	愛媛県宇和郡愛南町御莊平城3116番地2、前住所愛媛県西予市野村町松溪1号693番地 破産者 尾崎 恵子(旧姓上甲)
1 決定年月日 令和7年3月18日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所宇和島支部	
令和6年(フ)第21号	北海道虻田郡俱知安町字樺山134番地54 破産者 松本 謙一
1 決定年月日 令和7年3月19日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所岩内支部	

<p>令和6年(フ)第106号 函館市深堀町31番31号、破産開始決定時の住所函館市美原2丁目27番7号 破産者 松本 正文 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所</p>	<p>令和6年(フ)第247号 福島市上町2-18、住民票上の住所岩手県紫波郡紫波町桜町字大坪6番地6 破産者 櫻田 佑樹(旧姓佐々木) 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和6年(フ)第631号 神奈川県座間市ひばりが丘3丁目60番3号 破産者 善方 裕介 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部</p>
<p>令和6年(フ)第408号 北海道松前郡松前町字建石78番地2 破産者 佐藤 高雄 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所</p>	<p>令和6年(フ)第36号 福島県南相馬市原町区大町2丁目108番地 大町東団地311号室 破産者 横山 志保 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和6年(フ)第635号 相模原市南区相武台1丁目26番6号 石川ビル302 破産者 佐々 靖雄 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部</p>
<p>令和6年(フ)第158号 北海道旭川市豊岡8条2丁目4番10号 破産者 片野 利晴 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部</p>	<p>令和6年(フ)第239号 横浜市泉区弥生台1番地5 サニーヒルズB-I 破産者 横山由利香(旧姓渡部) 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所相馬支部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和6年(フ)第312号 神奈川県南足柄市沼田148番地 破産者 岩楯 泰成 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部</p>
<p>令和6年(フ)第88号 青森市大字高田字朝日山809番地196 破産者 櫻庭 知実 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第2715号 横浜市金沢区西柴2丁目24番12号 破産者 鈴木 啓之 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部</p>	<p>令和6年(フ)第466号 神奈川県小田原市田島235番地の4 破産者 野地 正浩 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部</p>
<p>令和6年(フ)第179号 青森県むつ市上川町11番18号 破産者 秋戸 太一 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第2722号 横浜市旭区東希望が丘119番地1 グレイス希望が丘103号 破産者 細井 昭宏</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部</p>	<p>令和6年(フ)第662号 相模原市中央区由野台1丁目1番11号 相模原レジデンス302 破産者 福島 宙泰 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部</p>
			<p>令和6年(フ)第112号 新潟県胎内市西本町21番11号 カーサ駒込一 202号、前住所新潟県新発田市緑町2丁目19 番1号 グリーンビレッジII 103 破産者 田口 謙一(旧姓本間) 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所新発田支部</p>

令和6年(フ)第43号	長野県上伊那郡飯島町飯島1521番地1 破産者 松下 隆 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所伊那支部
令和6年(フ)第112号	岐阜県土岐市妻木平成町3丁目38番地 破産者 鈴木久児子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所多治見支部
令和6年(フ)第210号	静岡県磐田市草崎905番地11 破産者 伊藤 武博 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第281号	愛知県岩倉市宮前町3丁目9番地1 破産者 後藤 俊輔 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部	名古屋地方裁判所一宮支部
令和6年(フ)第365号	滋賀県守山市今宿3丁目3番31号 破産者 岩本 貴規 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部	大津地方裁判所民事部

令和6年(フ)第366号	滋賀県草津市青地町605番地3-201 ルームスさくら 破産者 中島 隼人 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和6年(フ)第427号	大津市仰木の里東8丁目11番32-1D号 コーポ華樹 破産者 平澤 裕介 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和6年(フ)第360号	京都市西京区大枝北香掛町5丁目2番地3 破産者 菊木 宏平 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第555号	広島市中区本川町3丁目3番11-801号、開始決定時の住所広島市安佐南区長東西1丁目5番5-7-202号 B棟 破産者 齋藤 仁広 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第855号	広島市中区住吉町7番1-502号 破産者 山本 勝宏 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第559号	京都府八幡市八幡五反田8番地の3 レオパレスコラボレート206 破産者 O L D & N E W こと 古谷 勝 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第43号	広島県吳市伏原1丁目7番6号 破産者 山崎 一大 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所吳支部
令和6年(フ)第1324号	京都府木津川市山城町綺田南河原101番地38 破産者 宮田 幸延 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第1329号	京都市西京区山田北山田町52番地1 キャトルブランシュ103、前住所京都市西京区上桂宮ノ後町31番地14 破産者 あやた鍼灸接骨院こと 綾田 剑一 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所大牟田支部
令和6年(フ)第68号	福岡県八女市本村364番地1 破産者 三和書房・三和技研こと 黒川 宜和 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所八女支部破産係
令和6年(フ)第106号	熊本県八代市千丁町太牟田2013番地1 破産者 太田 昇 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所八代支部
令和6年(フ)第1139号	埼玉県上尾市富士見2丁目16番30号 富士ニューハイツ107、旧住所埼玉県上尾市大字地頭方478番地2 エムハイツ103 破産者 石山 友理(旧姓半谷) 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1978号	埼玉県戸田市上戸田5丁目26番3号 Br o wn Tab b y 305号室 破産者 佐藤 美紀 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第153号	岐阜県郡上市明宝氣良443番地2、前住所岐阜県可児市今渡357番地1 サン・フレンドス 今渡206 破産者 佐藤 天翔 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
令和6年(フ)第576号	大阪府岸和田市小松里町986番地の1 メゾン藤本503号、前住所大阪府松原市河合1丁目5番17号 破産者 西川 貴征 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第142号	茨城県常総市中妻町773番地1 ポピーハイツA202号室 破産者 池田 咲子 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所下妻支部
令和6年(フ)第27号	群馬県太田市宝町264番地、前住所群馬県太田市岩松町175番地 破産者 戸谷 秀人 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部
令和6年(フ)第154号	群馬県太田市新田中江田町745番地5 破産者 金井 秀雄

1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第269号 青森市西滝3丁目23番33号 破産者 倉内 達樹 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部
令和6年(フ)第2488号	名古屋市東区泉1丁目19番21号 オープンレジデンシア泉801号、住民票上の住所愛知県津島市池須町66番地1 サンハウス津島4C 破産者 小田 謙 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第30号	滋賀県長浜市高月町柏原379番地14 破産者 阪本 杏奈 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所長浜支部破産係
令和6年(フ)第159号	沖縄県宜野湾市赤道1丁目8番7号 破産者 池間 靖弘 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和6年(フ)第2197号	札幌市厚別区厚別中央4条4丁目4番1-709号 破産者 近藤 正明 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部

1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第214号 山梨県甲府市平瀬町1909番地27、前住所山梨県甲斐市篠原2228番地1 破産者 守矢 寧治 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第215号	山梨県甲府市平瀬町1909番地27、前住所山梨県甲斐市高畑1丁目21番24号 破産者 守矢 学 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第210号	岐阜県郡上市美並町大原1番地1 慈恵中央病院、住民票上の住所岐阜県関市小瀬891番地13 関グリーンハイツ103号、(前住所) 愛知県犬山市大字上野字大野224番地19 破産者 橋詰 健 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
令和6年(フ)第386号	岐阜市鏡島精華3丁目1番11号、前住所岐阜市則武中1丁目8番6-2号 破産者 平山 才造 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所

令和6年(フ)第387号

岐阜市鏡島精華3丁目1番11号、前住所岐阜市則武中1丁目8番6-2号
破産者 平山智彌子

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和6年(フ)第411号

岐阜市薮田南3丁目13番15号(クオレB203)

破産者 岩佐 準平

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和6年(フ)第1429号

愛知県小牧市常普請2丁目261番地 メリーウー102、住民票上の住所愛知県小牧市大字本庄3165番地

破産者 冬頭 孝司

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第1635号

名古屋市昭和区宮東町229番地 メゾン・ド・スクワール317号

破産者 松本美帆子

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第1759号

名古屋市昭和区明月町1丁目19番地の2
アーバンライフ616 302号、従前の住所名古屋市中区千代田3丁目26番15号 三旺マンション鶴舞403号

破産者 メンバーズ小百合こと 道家 良子
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2186号

愛知県北名古屋市沖村沖浦151番地1、従前の住所愛知県北名古屋市字福寺神明82番地2
破産者 北川 裕司

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2606号

名古屋市中川区柳森町1523番地 レオパレス小本西204号

破産者 今泉 昌利
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第485号

神戸市長田区高取山町2丁目6番6号、従前の住所神戸市中央区元町通6丁目5番15号
元町ビル3F

破産者 UKULELeこと 尾寄 直人
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第724号

神戸市中央区琴ノ緒町4丁目8番1-501号
破産者 江川 淳

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第848号

神戸市須磨区横尾9丁目2番地5号棟107号
破産者 村井 康広

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1012号

神戸市北区有野台2丁目9番地 有野台公社賃貸住宅5-107号、従前の住所兵庫県西宮市山口町上山口2430番地86
破産者 b e l l w o o d こと 鈴木 秀一

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1013号

神戸市北区有野台2丁目9番地 有野台公社賃貸住宅5-107号、従前の住所兵庫県西宮市山口町上山口2430番地86
破産者 黒川 和美

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1038号

神戸市東灘区深江本町3丁目7番26-502号
破産者 塩井 千鶴(旧姓菅生)

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第41号

福岡県宮若市金丸784番地9
破産者 瀧本 隆志

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所直方支部

令和6年(フ)第44号

福岡県直方市大字植木195番地41、前住所福岡県直方市大字植木171番地120
破産者 村元 康二

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所直方支部

令和6年(フ)第45号

福岡県直方市大字上頓野2204番地17
破産者 石津 麻衣(旧姓日巻・丹村)(屋号ISHI'S)

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所直方支部

令和6年(フ)第75号

福岡県直方市大字感田2856番地 ニューメゾン感田B-206号
破産者 池邊 健太

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所直方支部

令和6年(フ) 第297号	熊本県合志市須屋714番地14 破産者 村本 遼 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ) 第298号	熊本県合志市須屋714番地14 破産者 村本愛加里 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ) 第416号	鹿児島県いちき串木野市東塩田町163番地 破産者 落 若人 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和6年(フ) 第22号	沖縄県中頭郡読谷村字喜名388番地1 メルヴェールあらぐすく305 破産者 島袋 美幸 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和6年(フ) 第152号	沖縄県宜野湾市我如古4丁目10番15-203号 ハナミズキ 破産者 小橋川博子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和6年(フ) 第107号	岩手県北上市鬼柳町卯の木148番地1 Luccia鬼柳B105、旧住所山形県天童市糠塚1丁目7番30号 サンホワイト 101号 破産者 中澤ななみ 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部
令和6年(フ) 第8号	福井県大飯郡おおい町長井第41号1番地1 破産者 松井 純一 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所花巻支部
令和6年(フ) 第74号	栃木県佐野市関川町840番地 米山市営住宅1-302 破産者 スナックエテルナこと 大山 晴美 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所足利支部
令和6年(フ) 第144号	栃木県足利市八幡町298番地4 破産者 日向野信行 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所足利支部
令和6年(フ) 第426号	新潟市中央区万代5丁目7番2号 ダイアパレスシース万代南棟1310号、前住所新潟市中央区天神尾1丁目2番4号 ヴェルディ天神尾202号 破産者 村山 瑠美 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和6年(フ) 第302号	金沢市諸江町上丁556番地5 破産者 柚木 雅光 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ) 第432号	静岡県浜松市中央区和合町190番地の36、前住所静岡県浜松市中央区尾張町131番地の15 破産者 大塚 愉子 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ) 第221号	滋賀県守山市今浜町2223-1 プロスパー201号室 破産者 大地 勝正 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和5年(フ) 第1286号	京都市下京区朱雀宝蔵町31番地 メゾン内田305 破産者 山内 智証(旧氏名山内悟) 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ) 第412号	兵庫県姫路市野里147番地 姫路野里鉄筋住宅7号棟103 破産者 氏家さおり 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第602号	兵庫県姫路市四郷町明田748番地 破産者 佐々江力知 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和6年(フ)第62号	兵庫県宍粟市山崎町上ノ1440番地1 破産者 田上 哲生 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所龍野支部
令和6年(フ)第28号	広島県三原市宮浦5丁目13番4-303号、開始決定時の住所広島県三原市宮浦6丁目7番11号 破産者 萩路 新吾 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所尾道支部
令和6年(フ)第29号	広島県尾道市新高山2丁目2631番地95、開始決定時の住所広島県三原市皆実3丁目1番32号 破産者 萩路 洋子 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所尾道支部
令和6年(フ)第112号	広島県尾道市高須町5404番地4、前住所広島県尾道市因島中庄町1238番地3 コーポ大出202 破産者 中山 幸生

令和6年(フ)第110号	大分県中津市大字蛎瀬1306番地3 尾北貸家 破産者 奥田 稔 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所尾道支部
令和6年(フ)第357号	香川県高松市松縄町1002番地17 グリーンピュア松縄101号 破産者 上原 大輝 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和6年(フ)第112号	高知県高知市神田2615番地52、開始決定時の住所高知市一ツ橋町2丁目64番地1 202 破産者 重田 愛 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係
令和6年(フ)第296号	高知市針木本町25番15号 破産者 氏原 史人 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係
令和6年(フ)第501号	北九州市小倉南区鶴田若園2丁目7番20-307号 破産者 濱田 健士 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(フ)第83号	福岡県久留米市山川神代3丁目2335番の3 破産者 有限会社福沢住宅設備
令和6年(フ)第1044号	福岡市西区発寒6条9丁目3番1号 破産者 株式会社ギミック 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 福岡地方裁判所久留米支部
令和5年(フ)第33号	秋田県由利本荘市久保田字久保田33番地5 破産者 株式会社ファーム鶯 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 秋田地方裁判所本荘支部
令和5年(フ)第105号	名古屋市昭和区石仏町2丁目6番地の2 破産者 株式会社アマヌマ産業 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和5年(フ)第110号	山口県宇部市大字東岐波3805番地の1 破産者 株式会社マルセイ 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 山口地方裁判所宇部支部
令和5年(フ)第733号	大阪府豊中市千成町3丁目3番15号住販ビル1階 破産者 株式会社松山興産 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第1号	広島市佐伯区五日市中央3丁目1番1号 破産者 株式会社アロウズ 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和5年(フ)第253号	広島地方裁判所民事第4部 北海道函館市東山町121番地181 破産者 有限会社ウッド工房 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第66号	函館地方裁判所 千葉県夷隅郡大多喜町上原46番地 破産者 有限会社まいしょつぶ山崎屋商店 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第74号	千葉地方裁判所一宮支部破産係 千葉県長生郡白子町北高根4037番地17 破産者 木村 義久 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第370号	千葉地方裁判所一宮支部破産係 東京都八王子市別所1丁目11番地23別所第8301号 破産者 香川 真 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

令和6年(フ)第917号	東京都稻城市押立375番地 破産者 川崎 莉穂 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第1020号	東京地方裁判所立川支部民事第4部 東京都町田市森野2丁目26番17-705号、破産手続開始決定時の住所東京都町田市山崎町1253番地10 破産者 田島 勇一 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第1287号	東京地方裁判所立川支部民事第4部 東京都東久留米市大門町1丁目2番8号第2 大橋マンション203号 破産者 松村由美子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第1362号	東京地方裁判所立川支部民事第4部 東京都八王子市長房町588番地長房アパート西14-601 破産者 鳥海 真紀 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第1583号	東京地方裁判所立川支部民事第4部 東京都三鷹市下連雀3丁目44番13-1006号 破産者 稲森 訓敏

令和6年(フ)第2090号	神奈川県藤沢市湘南台5丁目35-11ハイツ湘南101号 破産者 株式会社日吉組 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和5年(フ)第1789号	東京地方裁判所立川支部民事第4部 東京都立川市錦町1丁目18-20メゾンエビス103、住民票上の住所東京都小平市花小金井南町3丁目4番3号 破産者 豆白 和隆 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第1675号	東京地方裁判所立川支部民事第4部 横浜市中区桜木町1丁目1番7号 破産者 株式会社ケヒコ 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第1676号	横浜地方裁判所第3民事部 横浜市中区桜木町1丁目1番7号 破産者 株式会社エス・インターナショナル 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第1677号	横浜地方裁判所第3民事部 横浜市中区桜木町1丁目1番7号 破産者 株式会社広 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第25号	鹿児島県肝属郡錦町城元771番地5 破産者 永田 和隆 1 決定年月日 令和7年3月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第306号	横浜地方裁判所第3民事部 愛知県犬山市字七ツ屋76番地 破産者 有限会社アイサン工業 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和5年(フ)第54号	名古屋地方裁判所一宮支部 福岡県柳川市金納37番地10 破産者 焼き鳥ばんやこと 亡鶴田美貴男相続財産 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第25号	福岡地方裁判所柳川支部破産係 破産手続終結及び免責許可決定

令和5年(フ)第43号	山形県酒田市天神堂字ガツギ田72番地30 破産者 森井 義昭 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所酒田支部
令和6年(フ)第9号	山形県鶴岡市羽黒町荒川字宮東162番地、開始決定時の住所山形県飽海郡遊佐町当山字切添70番地の1 破産者 菅原 美佳 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所酒田支部
令和6年(フ)第928号	埼玉県北本市中丸4丁目16番地12 破産者 新井 俊哉 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和5年(フ)第132号	愛知県豊川市御津町下佐脇玉袋22番地、開始決定時の住所愛知県豊川市八幡町鐘錫場272番地の2 破産者 井澤 美和 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第42号	奈良県生駒市俵口町798番地1 ディライト 俵口 103 破産者 石田 嘉博 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第906号	札幌市西区発寒5条8丁目2番2-405号 破産者 松田 亮平 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和5年(フ)第120号	岩手県二戸市福岡字裏小路11番地1 破産者 関 雄一郎 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和5年(フ)第147号	福井県鯖江市小黒町2丁目10番14号 ネオエスボワール103、旧住所福井県鯖江市神明町5丁目3番22 2号 破産者 加藤 秀幸 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第312号	山梨県甲府市山宮町1763番地1 破産者 小林 孝行 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係
令和5年(フ)第147号	秋田市千秋矢留町2番3号 オリンピア千秋公園503、開始決定時の住所秋田市将軍野東2丁目22番50号 破産者 佐藤漆器専門店こと 岩谷 久 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第1113号	名古屋市緑区諸の木2丁目2155番地 メゾン諸の木208号 破産者 豊商会こと 豊留 徳敏 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第3527号	大阪市北区天神橋8丁目11番20号 破産者 水越 道江 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

<p>令和5年(フ)第448号 堺市北区新金岡町5丁3-212 NT Maiso n 302号、開始決定時の住所堺市北区新金岡町1丁3番25-301号 破産者 坂根 祐司 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　大阪地方裁判所堺支部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第112号 大分市大字野津原2281番地の15 市営小屋鶴住宅H30棟206 破産者 横山 遙 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p>	<p>令和6年(フ)第125号 北海道稚内市こまどり3丁目2番13号 ハイツきつき2号棟102号 破産者 中畠多美江 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　旭川地方裁判所民事部</p>	<p>令和6年(フ)第1154号 神奈川県大和市上和田1090番地14 破産者 大高 淳 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　横浜地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和6年(フ)第505号 神戸市灘区八幡町1丁目4番1-303号 破産者 森脇 隆文 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　神戸地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和5年(フ)第246号 北海道旭川市川端町4条7丁目1番14号 破産者 池田 貢三 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　旭川地方裁判所民事部</p>	<p>令和5年(フ)第123号 北海道川上郡標茶町字熊牛原野16線西1番地111 コーポ赤坂 1-1、前住所釧路市阿寒町北新町2丁目14番15号 破産者 中山 基史 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　釧路地方裁判所民事部</p>	<p>令和6年(フ)第1712号 横浜市南区吉野町3丁目7番地 ATOM VIEW 002号室 破産者 遠藤 光輝 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　横浜地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和6年(フ)第65号 広島市安佐北区三入東2丁目22番21号、開始決定時の住所広島県廿日市市宮園1丁目3番地8 破産者 小松万三利 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>令和6年(フ)第84号 北海道旭川市6条西1丁目2番19号 ラメール旭川106号室、住民票上の住所北海道旭川市3条通19丁目602番地の2 破産者 布子 克敏 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>令和5年(フ)第184号 北海道釧路市芦野5丁目8番9号 コンフォートU205号室、開始決定時の住所北海道厚岸郡厚岸町奔渡5丁目43番地 破産者 會田 祐司 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>令和6年(フ)第2474号 横浜市泉区中田北3丁目2番22号 チエルシーハウス201号 破産者 山下 珠雪 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 　　横浜地方裁判所第3民事部</p>
<p>令和6年(フ)第66号 広島市安佐北区三入東2丁目22番21号、開始決定時の住所広島県廿日市市宮園1丁目3番地8 破産者 小松 千鶴 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>令和6年(フ)第66号 広島市安佐北区三入東2丁目22番21号、開始決定時の住所広島県廿日市市宮園1丁目3番地8 破産者 小松 千鶴 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>令和6年(フ)第124号 北海道稚内市こまどり4丁目9番12号 破産者 遠藤 幸知 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>令和6年(フ)第75号 青森市大字大野字若宮190番地21大野若宮レジデンス107 破産者 奥崎 美香 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>
<p>令和6年(フ)第2503号 横浜市神奈川区平川町17番地4 クオーレ102号 破産者 菊地 大輝 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>令和6年(フ)第2503号 横浜市神奈川区平川町17番地4 クオーレ102号 破産者 菊地 大輝 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>令和6年(フ)第2503号 青森地方裁判所民事部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第2503号 横浜地方裁判所第3民事部</p>

令和5年(フ)第434号

神奈川県平塚市達上ヶ丘1番9号 貴峯莊、
開始決定時の住所神奈川県厚木市七沢516

七沢自立支援ホーム

破産者 加藤 尚哉

成年後見人 貝原 吉記

1 決定年月日 令和7年3月19日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和5年(フ)第616号

埼玉県吉川市吉川団地4番4号308、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市宮の里1丁目2番12-305号

破産者 北嶋 憲夫

1 決定年月日 令和7年3月19日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第330号

岩手県花巻市仲町11番22号

破産者 八重櫻幸夫

1 決定年月日 令和7年3月19日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和5年(フ)第89号

新潟県新発田市緑町3丁目2番20号 3号、
開始決定時の住所新潟県新発田市緑町3丁目12番17号

破産者 中村 容子

1 決定年月日 令和7年3月19日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所新発田支部

令和6年(フ)第29号

長野県千曲市大字戸倉2072番地4 エクセル
コーポ戸倉201、開始決定時の住所長野県千曲市大字千本柳392番地1

破産者 小松 一人

1 決定年月日 令和7年3月19日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所上田支部

令和5年(フ)第1356号

京都市上京区今出川通大宮東入2丁目西船橋町339番地1 セレッソコート京都御所西805号室、前住所京都市右京区太秦森ヶ前町11番地18

破産者 マルニシフルーツこと 西岡 勝彦

1 決定年月日 令和7年3月19日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和5年(フ)第96号

島根県出雲市天神町397番地 ニュアージュII-101、開始決定時の住所広島県呉市海岸1丁目11番35-803号

破産者 竹田 和央

1 決定年月日 令和7年3月19日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所呉支部

令和6年(フ)第157号

山口県下関市豊前田町2丁目8番13号

破産者 スタジオマストことMIKAKUこと
杉野 達則

1 決定年月日 令和7年3月19日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

山口地方裁判所下関支部破産係

令和6年(フ)第5号

大分県日田市中央1丁目8番4号

破産者 市川 乃護

1 決定年月日 令和7年3月19日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所日田支部

免責許可決定

令和6年(フ)第160号

北海道苦小牧市宮前町4丁目1番2号 グランアルトB202

破産者 梅田 正博

1 決定年月日 令和7年3月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所苦小牧支部

令和6年(フ)第464号

函館市高盛町10番1-305号 高盛マンション

破産者 井川まゆみ

1 決定年月日 令和7年3月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

函館地方裁判所

令和6年(フ)第160号

北海道帯広市東4条南9丁目5番地 オリエントハイム303号室

破産者 富田 正人

1 決定年月日 令和7年3月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

釧路地方裁判所帶広支部破産係

令和6年(フ)第367号

盛岡市緑が丘3丁目18-21、住民票上の住所
盛岡市青山1丁目19番43号

破産者 小山 博子

1 決定年月日 令和7年3月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所第2民事部

令和6年(フ)第1245号

仙台市青葉区水の森3丁目32番26号 グリーンフィールド201、従前の住所仙台市青葉区国見1丁目1番2号 半子町グリーンハイツ106

破産者 甲州 清子

1 決定年月日 令和7年3月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第1299号

仙台市宮城野区福室6丁目19番12-501号
破産者 鈴木亜莉沙

1 決定年月日 令和7年3月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第1305号

仙台市宮城野区榴岡4丁目7番21号 星アパート203

破産者 小野寺幸子

1 決定年月日 令和7年3月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第1311号

仙台市宮城野区安養寺3丁目7番1-1103号、従前の住所宮城県大崎市古川穂波5丁目11番22-307号 ビレッジハウス米倉1号棟
破産者 寺島 晴香

1 決定年月日 令和7年3月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第1319号

東京都世田谷区若林3丁目16番27号 シャンボール三軒茶屋402、開始決定時の住所仙台市泉区泉中央2丁目15番地の18 シュアヒルズC-103
破産者 吉岡 尚也

1 決定年月日 令和7年3月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第1340号

宮城県名取市手倉田字山208番地の1 松寿園
破産者 佐藤 照夫

1 決定年月日 令和7年3月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

<p>令和7年(フ)第22号 仙台市宮城野区福田町2丁目3番13-305号 破産者 水上 万弥 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係</p> <p>令和6年(フ)第267号 福島県伊達市保原町字柏町68番地4 破産者 粟津 広美 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所</p> <p>令和6年(フ)第269号 福島市泉字清水が丘72番地市住1-16 破産者 瀬川 道子 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所</p> <p>令和4年(フ)第7180号 富山県富山市婦中町速星1064番地 セフィラ 速星101号、開始決定時の住所兵庫県神戸市 西区伊川谷町有瀬1397-1 プロムナードB 104 破産者 佐藤 幸司 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和6年(フ)第175号 東京都三鷹市井の頭4丁目7番12号ピア井の 頭公園202 破産者 富士 智 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和6年(フ)第638号 東京都町田市野津田町982番地3 破産者 高橋 孝二 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和6年(フ)第1932号 東京都三鷹市井口2丁目1番6号アドーア・ モナ・レジデンス105 破産者 成田 理沙</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和6年(フ)第1943号 東京都町田市木曾西2丁目6番地17サウス ガーデンB-1 破産者 小川真由美 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和6年(フ)第2001号 東京都青梅市成木1丁目515番地の4 破産者 河合 裕 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和6年(フ)第2024号 東京都日野市日野本町4丁目17番地の5セ フィール日野100 破産者 曽根原純子 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和6年(フ)第2059号 東京都調布市飛田給1丁目50番地4 DOMU S310号 破産者 十川 恵梨 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和6年(フ)第375号 新潟市西蒲区小吉1302番地 破産者 星野 初枝 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部</p> <p>令和6年(フ)第442号 新潟市西区坂井830番地2 シティコーポⅢ B101、前住所新潟市中央区関屋町2丁目 334番地 破産者 松本 一志 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>令和6年(フ)第447号 新潟市東区新石山3丁目12番地1 せんのき 709号 破産者 岩楯 弥生 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部</p> <p>令和6年(フ)第453号 新潟市西区寺尾西4丁目13番30号 破産者 木下 美雪 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部</p> <p>令和6年(フ)第482号 新潟市東区東中野山7-26-5、住民票上の 住所新潟市北区早通193番地6 破産者 山崎 奈穂 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部</p> <p>令和6年(フ)第238号 長野県須坂市大字小山479番地10 破産者 岩崎 麻美 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和6年(フ)第239号 長野市大字稻葉1657番地1 破産者 丸山 幸宏 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和6年(フ)第243号 長野県中野市大字小田中1005番地 東山団地 39号、前住所長野県須坂市大字塩川406番地 1 破産者 波切 利彦 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和6年(フ)第324号 静岡県伊東市八幡野1309番地の8 石田ア パート201号、前住所静岡県伊東市富戸1317 番地の1880 Daisyo 101号 破産者 稲葉 匡司</p>
--	--	---

令和7年(フ)第2号 三重県松阪市東黒部町432番地7 破産者 櫛谷 道徳 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所松阪支部
令和6年(フ)第86号 三重県伊賀市桐ヶ丘4丁目87番地 破産者 木村 忠雄 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所伊賀支部
令和6年(フ)第93号 三重県名張市すずらん台東1番町236番地、 前住所三重県名張市桔梗が丘南3番町2街区 29番地 破産者 吉住 友文 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所伊賀支部
令和6年(フ)第321号 三重県桑名市藤が丘3丁目403番地、前住所 三重県鳥羽市浦村町1500番地7 破産者 吉川真由美 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和6年(フ)第323号 三重県四日市市場町9番地19 高見ヒルズ R5-201、前住所三重県伊勢市御園町小林 2152番地 ハイツユミ 東号室 破産者 ミエ水道メンテナンスこと 藤原 武士 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和6年(フ)第340号 三重県三重郡川越町大字豊田一色196番地 ONE'z 3B 破産者 前田 信一 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第344号 三重県四日市市堀木1丁目2番3-202号 サニータウン堀木 破産者 梅澤 英樹 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和6年(フ)第345号 三重県四日市市八千代台1丁目1番地228 破産者 水谷 博子 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第5号 三重県四日市市大井手1丁目1番37号 レオ パレスLa Vie104 破産者 久保 拓夢 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和6年(フ)第121号 三重県鳥羽市若杉町10番5号、前住所三重県 伊勢市大世古4丁目2番30号 近畿マンショ ン304号室 破産者 杉原 優華 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所伊勢支部破産係
令和6年(フ)第493号 大阪市浪速区日本橋西2丁目3番13号 ベラ カーサア福源 402号 破産者 今西 亮平 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第515号 大阪市大正区千島1丁目10番14-402号 破産者 藤井さえみ 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第543号 大阪府守口市東郷通3丁目8番3-502号 破産者 奥村 歩夢 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第544号 大阪市生野区小路2丁目15番2-207号 破産者 下川 康夫 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第545号 大阪府池田市畑4丁目20番5号 ティファ ニーヒルズ305号 破産者 蔵本 浩 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第553号 大阪府豊中市小曾根3丁目1番15-203号 破産者 牧野 圭佑 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第555号 大阪府大東市曙町6番524号 住道パークハ イツ 破産者 森 圭一郎 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第555号 大阪市北区天神橋3丁目10番8-705号、前 住所大阪府大東市北条1丁目21番8号 破産者 清原 一馬(旧姓西口) 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第555号 大阪市住之江区安立2丁目11番3号 平田マ ンション 404 破産者 尚 ゆめか 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第582号 大阪市北区国分寺1丁目2番10-316号、前 住所大阪府和泉市今福町1丁目12番65号 破産者 松野 多実 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所益田支部

令和6年(フ)第580号
岡山市東区藤井241番地4 5号
破産者 酒匂 祐二
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第704号
岡山県高梁市南町32番地2 サニーコーポ201
破産者 正司 力
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第118号
広島県尾道市三軒家町16-14 イーグルコート203
破産者 池田 藍翔(旧氏名池田愛香)
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第3号
広島県福山市城興ケ丘1番15号
破産者 板谷 浩始
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第132号
山口県防府市沖今宿2丁目23番2-203号
ビレッジハウス牟礼
破産者 前村 俊樹
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第139号
山口市吉田2322番地1 みどりアパート101
破産者 田地 直人
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第152号
山口県美祢市秋芳町青景3426番地
破産者 北田 美和
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第177号
山口市平野3丁目9番8号 グリーンヒル式
番館 101号
破産者 白上 竜生
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第178号
山口県防府市岩畠1丁目9番2号 ルシアン
ローズA棟102
破産者 磯村 智子
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第179号
山口市阿知須3213番地3
破産者 中村 優花
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第183号
山口県防府市勝間3丁目10番10号 フォーレ
ス参番館202
破産者 中塚 公基
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第184号
山口市旭通り1丁目9番29号 9号、前住所
山口市錦町8番17号 フレグランス山田105
号
破産者 松本 有二
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第185号
山口市旭通り1丁目9番29号 9号、前住所
山口市錦町8番17号 フレグランス山田105
号
破産者 松本 恵子(旧姓飯田)
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第189号
山口市宝町4番27号 ブルースカイ106号
破産者 田村 良幸
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第190号
山口市阿知須3646番地2、前住所山口市阿知
須4702番地1 ローズブリック壱番館 206
破産者 村田 美華
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第191号
山口県美祢市美東町真名134番地
破産者 岡邑 朋見
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第194号
山口市矢原949番地6 エントピア矢原B105
破産者 西村ちひろ
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第195号
山口県防府市大字田島527番地の1 レオパ
レス華陽108、前住所広島県廿日市市深江3
丁目1番26号
破産者 木戸 健二
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第196号
山口市湯田温泉1丁目5番12号 小林アパー
ト1号
破産者 福田 佳和
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第200号
山口市矢原944番地1 レジデンス内田303
破産者 山中 俊尚
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第208号
山口県防府市大字台道3836番地の11 グラン
ビュービー棟102
破産者 井上明日香
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第96号
山口県岩国市周東町上久原1577番地1 サニ
ーコーポ・YM201号
破産者 大野真奈美
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和6年(フ)第350号
愛媛県松山市土居田町449番地
破産者 井上 広行
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和6年(フ)第137号
愛媛県新居浜市船木甲3754番地の8 D-r
o m船木201号、前住所愛媛県松山市中村
3丁目1番62号 メゾンアピア301号
破産者 清水 大輔(旧姓高村)
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和6年(フ)第140号
愛媛県四国中央市土居町津根2412番地6
破産者 山内 美保(旧姓矢野)
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和6年(フ)第50号
愛媛県今治市波止浜4番地6、前住所愛媛県
今治市波方町樋口甲2224番地7 ハピネスC
203号、前々住所愛媛県今治市高部甲315番地
破産者 谷本 照美
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和6年(フ)第51号
愛媛県今治市小泉5丁目12番48号
破産者 井門 淳二
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和6年(フ)第81号
福岡県飯塚市上三緒394番地1 コーポ静和A棟102号室、破産手続開始決定時の住所福岡県田川郡川崎町大字田原218番地の1 東田原団地1-2-2号
破産者 細川 祐一
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

令和6年(フ)第73号
佐賀県唐津市北波多竹有2477番地2
破産者 森 孝一
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和6年(フ)第46号
大分県佐伯市野岡町1丁目1番26-201号
野岡ハイツ3号棟 321号室
破産者 渡邊 裕一
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和6年(フ)第50号
大分県日田市大字庄手440番地2 HOUSE
Eシンショウ②A号
破産者 大庭 淳也
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

令和6年(フ)第512号
宮崎市江南2丁目8番10号、前住所:宮崎県廿日市市梅原2丁目1番23-202号
破産者 楠原 史大
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第534号
宮崎市昭和町63番地1 マルカツビル206号
破産者 納 政弘

1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第139号
宮崎県都城市前田町15街区20号 ロワイアルヒルズ307号
破産者 鎌田 広美
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和6年(フ)第159号
宮崎県北諸県郡三股町稗田28番地4
破産者 中嶋末美代
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第2号
鹿児島県いちき串木野市住吉町36番地
破産者 二宮 和夫
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和6年(フ)第28号
沖縄県宮古島市平良字下里725番地1
ディープブルー下里102
破産者 洲鎌 肇
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

令和6年(フ)第309号
愛知県岩倉市東新町南江向21番地1 岩倉団地45棟102号
破産者 吉野 良弥
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年(フ)第59号
京都府亀岡市内丸町1番地6 内丸ハイツ203号、前住所:大阪府藤井寺市船橋町1番19号
破産者 助川 春治
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

令和6年(フ)第292号
奈良県大和郡山市植槻町3番11号
破産者 鶴田ジャネットこと TSURUTA JANET PAREL
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第358号
大阪府貝塚市橋本278番地2、開始決定時の住所:奈良県桜井市大字河西676番地
破産者 與儀 彩乃
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第376号
奈良市三条本町7番20-207号
破産者 小川 あき
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第387号
奈良県生駒郡斑鳩町小吉田2丁目11番6号
破産者 黒田 伸二
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第401号
奈良県大和郡山市馬司町5番地52
破産者 ケイジンコーポレーションこと 江上 忠裕
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第1982号
札幌市豊平区平岸5条7丁目7番12-102号
破産者 佐藤 裕
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2017号
札幌市東区北25条東18丁目5番22号
破産者 中村 真弓
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2078号
札幌市南区川沿12条1丁目1番9号 ハイツもなみ101号
破産者 松尾 達也
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2175号
札幌市手稲区稻穂3条2丁目4番5号
破産者 木村 昇二
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2176号
札幌市手稲区稻穂3条2丁目4番5号
破産者 木村 香理
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2187号
札幌市中央区南8条西13丁目3番35-102号
破産者 佐々木美千代
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2195号
札幌市豊平区中の島1条12丁目3番7号 第10大慶ビル102号
破産者 川浪 妃菜
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2207号
札幌市豊平区平岸3条8丁目4番3-202号
破産者 川村 亜紀
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2213号
札幌市白石区本郷通6丁目北5番28-502号
破産者 今北 勇
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2224号
札幌市北区新琴似4条4丁目4番7号 横山テラス左
破産者 斎藤 和彥
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2225号
札幌市北区新琴似4条4丁目4番7号 横山テラス左
破産者 斎藤加代子
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2248号
札幌市北区北27条西16丁目3番11号 コバード27-201号
破産者 高橋 健
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第22号
北海道岩内郡岩内町字高台128番地3 コーポ平野2号館201号
破産者 深戸 雄二
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

令和6年(フ)第23号
北海道虻田郡俱知安町南十条東1丁目1番地
2 M10ハイツ104号室
破産者 市橋恵美子
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

令和6年(フ)第267号
秋田県潟上市天王字鶴沼台49番地
破産者 小沼 幸子
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第273号
秋田市川尻新川町1番1号
破産者 鈴木 知也

1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第274号
秋田市橋山愛宕下10番26号 ピアネスMT21
204
破産者 加賀美香織
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第277号
秋田市土崎港北5丁目3番40号 フレッシュハイツ A202号
破産者 柴田 清志
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3号
山形県酒田市高砂2丁目1番46号
破産者 佐藤 文代
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

令和6年(フ)第100号
茨城県日立市南高野町1丁目23番10-101号
破産者 田所 玲音
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和6年(フ)第110号
茨城県日立市末広町2丁目5番26-204号、
前住所茨城県日立市大久保町5丁目1番4号
破産者 小林 美絵(旧姓折内)
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和6年(フ)第111号
茨城県高萩市有明町1丁目86番地 上田マンション1F東、旧住所千葉県船橋市本中山4
丁目13番28号 ロワール本中山203号
破産者 小堀 未咲
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和6年(フ)第128号
茨城県高萩市有明町1丁目86番地 上田マンション1F東
破産者 小堀 仁
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和6年(フ)第131号
茨城県日立市滑川本町1丁目19番5-103号
破産者 佐久 修也
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和6年(フ)第235号
茨城県常総市水海道森下町4367番地2 ルミエール ドゥ301号
破産者 三浦 貴亨
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和6年(フ)第266号
群馬県甘楽郡甘楽町大字善慶寺978番地2
シルクタウン善慶寺D棟、前住所群馬県高崎市飯塚町507番地1 植原マンション104号
破産者 片平 望
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和6年(フ)第270号
群馬県高崎市吉井町吉井608番地1 スウェイドヴィラ21 105号
破産者 小渕 高弘
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和6年(フ)第276号
群馬県富岡市内匠66番地1 芝宮県営住宅
2000-A棟128号、前住所群馬県富岡市妙義町大牛523番地5 妙義白雲寮
破産者 加藤木義春
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和6年(フ)第277号
群馬県高崎市吉井町多胡174番地
破産者 森平 賢

1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和6年(フ)第2012号
埼玉県桶川市朝日2丁目25番2号 第1タキセハイツ2号
破産者 高橋ゆかり
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2045号
さいたま市北区植竹町2丁目69番地 大宮植竹住宅C-317
破産者 神谷 惣明
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2048号
さいたま市緑区美園4丁目9番地1 ビューサントル108号
破産者 野口 宏樹
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2053号
さいたま市大宮区天沼町1丁目428番地2 オークヒルズ天沼501、旧住所さいたま市見沼区大字東新井366番地2 ヴァルトA103
破産者 川村由美子
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2061号
埼玉県朝霞市岡2丁目13番22号
破産者 佐藤 恵
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2090号
埼玉県川口市大字神戸218番地の1 上ノ台ハイツ203号
破産者 山口 幸世
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2103号
さいたま市南区根岸3丁目7番15号 西公園
荘205
破産者 町田 文男
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第2106号
埼玉県川口市大字東本郷1108番地の3 ウエルネス東本郷、旧住所埼玉県川口市八幡木2
丁目10番地の2 ニューコータス第一101号
破産者 菊地 裕治
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第176号
千葉県山武郡横芝光町新島3171番地1 メゾ
ンドミツワ205
破産者 井口 孝一
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和6年(フ)第2245号
名古屋市港区小碓2丁目30番地 ガーデンテ
ラス小碓一番館401号、従前の住所名古屋市
中川区服部3丁目202番地 スタディオ102号
破産者 佐藤 裕介
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2689号
愛知県春日井市鳥居松町7丁目31番地3 モ
ウ鳥居松301号
破産者 渡邊 洋子
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2710号
名古屋市北区大曾根2丁目4番11号 ハイラ
イフ大曾根602号
破産者 岩瀬 弘明
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2741号
名古屋市中村区豊国通3丁目21番地 フォー
ブル木村101号
破産者 三上 正
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2859号
名古屋市天白区島田3丁目102番地 ウイン
グ島田3C号
破産者 松浦 成嗣
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2896号
名古屋市中川区中花町247番地 グランツ1
102号
破産者 内川 晴雄
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2936号
名古屋市名東区高針台1丁目808番地 レオ
パレスステラ201号
破産者 日紫喜 久
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2949号
名古屋市西区香呑町3丁目8番地 ドルフ香
呑II201号
破産者 五島 順二
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2968号
名古屋市瑞穂区彌富通5丁目48番地 村上ビ
ル306号
破産者 野村 弘美
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2976号
名古屋市中区新栄2丁目14番28号 第7スカ
イパレス503号
破産者 西野 博教

1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2981号
愛知県尾張旭市向町3丁目10番地6 プリム
ラ202
破産者 泉谷 哲也
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第947号
堺市東区草尾57番地8、前住所大阪府高槻市
牧田町13番76-503号
破産者 松尾 友香
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第963号
大阪府高石市千代田4丁目4番13号
破産者 よろず商店こと 松井 誠一
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1019号
堺市堺区四条通5番10号
破産者 中川 康輔(旧姓松江)
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1053号
堺市南区原山台1丁5番2-801号
破産者 谷 千里
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1059号
堺市堺区七条通2番20-201号
破産者 筧 春菜(旧姓吉木・香田)
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1104号
堺市堺区柏木町3丁1番30号 柏木ハイホー
ム403号
破産者 中川 和人
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第1066号
大阪府河内長野市本多町1番45-202号、住
民票上の住所大阪府河内長野市栄町3番9-
203号
破産者 奥野 里乃(旧姓小林)
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1078号
大阪府松原市西大塚1丁目12番8号、前住所
大阪府摂津市鳥飼下2丁目22番24-203号
破産者 宮沢奈々美(旧姓木下)
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1092号
大阪府大阪狭山市大野台6丁目19番12-201
号
破産者 伊藤 津幸(旧姓前田)
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1098号
大阪府富田林市藤沢台2丁目2番276号
破産者 丸橋恵美子
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1103号
大阪府大阪狭山市茱萸木4丁目1916番地の2
212号
破産者 辻 昌利
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1104号
堺市堺区柏木町3丁1番30号 柏木ハイホー
ム403号
破産者 中川 和人
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第1112号 堺市東区日置荘西町7丁31番1-205号 破産者 松田 冬雅(旧名智菜美) 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1121号 堺市北区新金岡町3丁8番2-406号 破産者 田中 麗 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1129号 堺市堺区市之町西2丁1番9-302号 破産者 前山 麗子 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1136号 大阪府松原市東新町1丁目19番23号 破産者 山根 明美 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1137号 大阪府大阪狭山市茱萸木7丁目1353番地(206号) 破産者 松田 理 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1140号 堺市北区新金岡町3丁3番19-207号 破産者 片岡 美咲(旧姓上田) 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1152号 堺市北区百舌鳥梅北町4丁32番地 コスモ405号、前住所堺市堺区宿屋町東1丁1番5-101号 破産者 藤原 功樹 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第1160号 堺市西区浜寺石津町西4丁19番17-103号 破産者 西山 裕希 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第1163号 堺市北区百舌鳥西之町1丁27番地1-3-504号 破産者 森 千絵美 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第716号 広島市東区戸坂出江1丁目2番25-202号 破産者 牛嶋 康則 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第774号 広島市安佐南区緑井4丁目32番20-101号 破産者 長島 賢二 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第968号 広島県廿日市市阿品台西2番38-302号 破産者 福山 淳子 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1060号 広島市安佐北区可部6丁目50番36号 破産者 日下 聖大 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1070号 広島市東区牛田新町1丁目6番55-102号 破産者 塚川 智美 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1086号 大阪市港区弁天5丁目7番1号、開始決定時の住所広島市中区広瀬北町2番31-404号 破産者 柏木 由佳(開始決定時の姓小林) 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1095号 広島市安佐南区西原8丁目38番12-6号 破産者 泉 里美 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1107号 広島県安芸郡府中町大須3丁目8番14-204号 破産者 角川 弘 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1108号 広島市中区基町20番1-602号 破産者 吉井 新司 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1117号 広島市安佐南区山本8丁目12番10-103号 破産者 桑原久美子 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1127号 広島市南区宇品海岸2丁目19番1-202号 破産者 北岡 由香 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1135号 広島市南区宇品神田3丁目2番3-102号 破産者 丸山 良子 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1145号 広島市安佐北区小河原町61番地60 破産者 吉田 啓生 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1163号 広島市中区住吉町7番15-2-302号 破産者 松原まゆみ 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1172号 広島市中区猫屋町3番13-703号 破産者 角田 大地 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1175号 広島市東区光町1丁目11番24-716号 光町ハイツ 破産者 田口 里子 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1176号 広島市安佐南区伴東4丁目13番37-102号 破産者 舟木 洋之 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1195号 広島市佐伯区五日市7丁目8番47号 破産者 中本 員樹 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第288号 高知市小石木町209番地 大原南改良住宅20号 破産者 西森 美鈴 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係

令和6年(フ)第196号	宮崎県延岡市昭和町2丁目70番地 ハイツさざんか401 破産者 孫 千明(旧姓宮崎) 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部
令和6年(フ)第199号	宮崎県日向市都町8番7号 光ハイネス201 破産者 田口 鉄也 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部
令和6年(フ)第132号	鹿児島県鹿屋市古前城町9番5号 破産者 尾迫大治郎 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和7年(フ)第2号	鹿児島県鹿屋市寿2丁目14番33号 寿グラン ドハイツ店舗3F 破産者 竹山 紀子 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和6年(フ)第468号	沖縄県中頭郡西原町字棚原22番地の1(丸良アパート4-C)、住民票上の前住所沖縄県中頭郡西原町字呉屋383番地の8 破産者 前佐嘉伊操 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部
令和6年(フ)第111号	北海道余市郡余市町黒川町885番地2 クラシツ201号室 破産者 大友 優華 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所小樽支部
令和6年(フ)第165号	北海道苦小牧市新中野町2丁目5番10号 ハイツ中野20号 破産者 浦澤 淳子

令和6年(フ)第196号	1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所苦小牧支部
令和6年(フ)第169号	北海道苦小牧市花園町1丁目4番5号 パーカサイド花園102号 破産者 小林 伸義 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所苦小牧支部
令和7年(フ)第16号	函館市桔梗町418番地7 マイタウン ラ・フィオーレ2 203号 破産者 北川 涌大 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
令和7年(フ)第20号	函館市新川町3番1号 2F 破産者 萩西恵美子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
令和6年(フ)第278号	北海道旭川市緑が丘東2条4丁目7番2-253号 市住253号 破産者 小川 京子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部
令和6年(フ)第320号	北海道旭川市北門町16丁目2159番地の75 破産者 鴻野 絵美(旧姓筒井) 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部
令和6年(フ)第25号	北海道網走市駒場北4丁目4番34号 しおさいマンション6号室 破産者 前元 巧 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所網走支部破産係
令和6年(フ)第151号	青森県青森市浪岡大字五本松字羽黒平43番地13 破産者 山田 勇市 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所弘前支部
令和6年(フ)第163号	青森県黒石市大字二双子字浅田28番地1 破産者 船水 琴未(旧姓日景) 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所弘前支部
令和6年(フ)第165号	青森県弘前市大字高杉字五反田231番地 有料老人ホーム大雄荘、旧住所青森県弘前市大字三世寺字鳴瀬140番地1 破産者 櫻庭 正敏 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所弘前支部
令和6年(フ)第1300号	仙台市宮城野区鶴ヶ谷2丁目5番地 ビレッジハウス仙台鶴ヶ谷2丁目5号棟502、開始決定時の住所仙台市宮城野区鶴ヶ谷6丁目16番地 鶴ヶ谷第二市営住宅5A29棟22 破産者 金野 恵美(旧姓堀江) 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第27号	仙台市青葉区国見6丁目39番1号 救護施設東山荘、従前の住所宮城県柴田郡大河原町字住吉町4番地18 コーポハンデン105号 破産者 水野 昇一 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第142号	宮城県石巻市湊字御所入43番地3 破産者 須田 大貴 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所石巻支部破産係
令和6年(フ)第74号	秋田県大館市柄沢字狐台2番地91 破産者 一関 修平 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所大館支部
令和6年(フ)第281号	福島県郡山市小原田1丁目2番13号 タウニイ1213-205号 破産者 熊田 泰幸 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和6年(フ)第171号	茨城県守谷市百合ヶ丘3丁目2812番地の4 コー・ボ高砂201、前住所茨城県つくば市みどりの東5番地2 リオンベールソーホーC棟101号 破産者 矢代 剛 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和6年(フ)第244号	茨城県猿島郡境町稻尾707番地8 破産者 鈴木 志歩 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年(フ)第4号	茨城県筑西市伊佐山192番地 ホイゼルきぬ201、前住所茨城県常陸太田市山下町3985番地の1 ポルト・リヴェールⅡ 102号 破産者 ゴーズン パウロ マナラン 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所下妻支部
令和6年(フ)第325号	群馬県渋川市渋川5番地5 入沢団地11号棟102 破産者 磯邊 光博 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第386号
群馬県前橋市女屋町79番地6
破産者 下田 友美
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(フ)第395号
群馬県伊勢崎市境上武士603番地14 グループホームさくら境町北 F棟、旧住所群馬県太田市新田木崎町303番地1 サンセレーノ・Ⅱ-201号
破産者 吉田 大輔
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(フ)第74号
千葉県長生郡白子町北高根4037番地17
破産者 木村 義久
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係
令和6年(フ)第111号
千葉県長生郡一宮町船頭頃30番地1 カーサ・フェリーチェB203号
破産者 浮嶋 泉之
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係
令和6年(フ)第125号
千葉県夷隅郡御宿町久保230番地
破産者 君塚美千子
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係
令和5年(フ)第1718号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木289番地町営四ツ谷団地B-102号、開始決定時の住所埼玉県児玉郡上里町大字七本木3501番地34
破産者 唯野 進
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第1274号
東京都八王子市諏訪町1923番地1 松枝住宅6-101
破産者 棚木 俊男

1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第1869号
東京都八王子市下柚木2丁目26番地10スカイハイツ302号
破産者 大村 麻衣
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第1885号
東京都町田市能ヶ谷4丁目3番22号ボルトフィーノ105
破産者 高橋 大輔
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第2069号
東京都八王子市中野山王3丁目7番2-202号
破産者 奥住 忠安
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第2083号
東京都東村山市萩山町5丁目4番地8-407
破産者 櫻井八千代(旧姓橋本)
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第2134号
東京都福生市志茂228番地2第2遊遊館301号室
破産者 深澤ももか
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第2202号
東京都立川市富士見町1丁目4番32号グランドステータス篠原ビル301号
破産者 木村 陽一
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第2203号
東京都東村山市本町4丁目19番地本町アパート15-108
破産者 鈴木 三恵
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第2207号
東京都羽村市小作台2丁目2番地14ハイブリッジ1-301
破産者 藤原 廉一
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第2543号
横浜市栄区鍛冶ケ谷2丁目38番21-203号
破産者 小林 巧
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2558号
神奈川県大和市南林間3丁目9番8号
破産者 清水 英明
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2561号
横浜市鶴見区鶴見中央5丁目5番7号 Re tour 201号室
破産者 日野 航
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2609号
横浜市港北区高田西1丁目7番10-204号
破産者 山本 湧也
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2610号
神奈川県大和市上和田1824番地38 プラザ・ドゥ・ディーンA411
破産者 白石 充晴
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2875号
横浜市南区白妙町3丁目36番地 ガーデンプラザ横浜南717号
破産者 麻生 大輔
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2628号
横浜市港南区下永谷6丁目12番19号 青葉の郷201号
破産者 菱沼美智子
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2708号
横浜市南区中村町3丁目211番地
破産者 宮崎 直登
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2732号
神奈川県大和市深見西7丁目4番34号 アーバンライフ鶴間204号
破産者 中村まさみ
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2790号
神奈川県藤沢市宮前366番地の1 グリーンライト103
破産者 鷹中 瞳(旧姓山下)
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2836号
横浜市鶴見区上末吉1丁目2番2号 ユナイト鶴見エリック・クラプトン205
破産者 近藤喜久雄
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2875号
横浜市南区白妙町3丁目36番地 ガーデンプラザ横浜南717号
破産者 麻生 大輔
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2884号
横浜市西区宮ヶ谷16番地1 クレエラハイム
宮ヶ谷204号
破産者 曽根 祥太
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2887号
横浜市南区中里2-1-25 フラットK103、
住民票上の住所横浜市旭区今宿東町843番地
の7
破産者 後藤 徹哉
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2931号
横浜市保土ヶ谷区川島町536番地 サンクレス
トA-103
破産者 大胡田 泉
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2936号
横浜市磯子区丸山2丁目15番7-205号
破産者 大澤 佳幸
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2951号
神奈川県茅ヶ崎市南湖6丁目11番10号 三直
アパート103
破産者 田中 伸也
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2961号
横浜市保土ヶ谷区常盤台40番1-D507号
破産者 矢田部宣子
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2962号
神奈川県海老名市東柏ヶ谷1丁目13番33号
フラットたちはな202
破産者 半澤アンジェル

1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第3006号
横浜市緑区三保町2565番地9 フェニックス
中山201号
破産者 合田菜奈美
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第3020号
神奈川県藤沢市亀井野1085番地の45 クロノ
ス藤沢六会102
破産者 松本 真一
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第3031号
横浜市中区扇町4丁目12番地3 コムラード
寿305号室
破産者 高橋 麻衣
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第3056号
横浜市磯子区杉田7丁目1番8-816号
破産者 佐野 哲也
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第3061号
横浜市戸塚区汲沢町1075番地 ピューハイネ
戸塚401号
破産者 斎藤 眴
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第3066号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台9番6-305号
破産者 依田真奈美
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第3071号
横浜市南区宮元町1丁目12番地2 S-F-O
R T 蒲田公園807
破産者 田中 静恵
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第3092号
横浜市金沢区六浦3丁目22番14号
破産者 横山 珠加
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第10号
横浜市戸塚区下倉町1322番地9 シャトー
ル田口2-104号
破産者 吹上 弘記
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第784号
川崎市川崎区元木2丁目4番6-802号 財
形第1マンション
破産者 梅宮 マオ
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第840号
川崎市麻生区岡上5丁目19番17号 コートヒ
ルズ 105
破産者 中野 恵
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第953号
川崎市中原区新城中町18番10-403号
破産者 神田 美保(旧姓安田)
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第956号
川崎市高津区上作延4丁目8番4号 関口ハ
イツ 201
破産者 清水千加子
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和6年(フ)第628号
相模原市南区東林間6丁目9番28号 F M
コ-ボ103
破産者 大本 晃
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(フ)第629号
相模原市南区東林間6丁目9番28号 F M
コ-ボ103
破産者 大本 明美(旧姓古尾谷)
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(フ)第673号
相模原市緑区二本松3丁目14番29号 相模タ
ウンハウスⅠ201
破産者 川野 貴士
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(フ)第429号
新潟市中央区鳥屋野2丁目14番5号 手島ハ
イツ105号
破産者 須貝 夕紀
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第467号
新潟市中央区紫竹山7丁目5番1号 プレ
ジール内山101号、前住所新潟市東区木工新
町440番地6 ロイヤルイーストヒル新川201
号
破産者 原田 昌子
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第126号
富山県高岡市戸出西部金屋253番地
破産者 高畠ひとみ
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和6年(フ)第357号
石川県白山市みずほ4丁目5番地2 破産者 木下 明子
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部
令和6年(フ)第372号
金沢市大額3丁目13番地 カサヴィラージュ 101号 破産者 金渕 晴奈
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部
令和6年(フ)第103号
長野県上田市下之条84番地2 サーブラスラ フィーネ202号 破産者 梅原 瞳
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所上田支部
令和6年(フ)第109号
長野県上田市緑が丘1丁目26番16号 県住M 13-202号、前住所長野県千曲市上山田温泉 3丁目41番地15 上山田ホテル寮第5 301 号室 破産者 久保田実佳
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所上田支部
令和6年(フ)第68号
長野県下伊那郡松川町元大島2795番地19 破産者 田中 貴大
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所飯田支部
令和6年(フ)第77号
岐阜県可児市広眺ヶ丘4丁目56番地 破産者 萩曾 由香
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所御嵩支部
令和6年(フ)第363号
愛知県一宮市常願通5丁目17番地3 シャー メゾンつばさ202号 破産者 赤池 浩樹

1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所一宮支部
令和6年(フ)第299号
三重県員弁郡東員町笠尾西1丁目32番6 破産者 中村 茂子
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和6年(フ)第348号
三重県四日市市中浜田町1番25号 エスペリ ア204 破産者 吉田 直義
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第1号
京都府福知山市字新庄683番地 タキノ組寮 破産者 西川 茂(債務発生時の姓小林)
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所福知山支部破産係
令和6年(フ)第5134号
大阪市平野区瓜破西2丁目7番21号 109号 破産者 福島 柚莉(旧姓大原)
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5470号
大阪府寝屋川市高宮栄町25番23号 破産者 岸本加世子
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5607号
大阪市鶴見区茨田大宮4丁目30番1-1209号 破産者 稲橋 千春
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5649号
大阪府吹田市泉町5丁目9番38号 (101) 破産者 新居 幸久
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5706号
大阪市天王寺区大道1丁目6番1号 303号 室、住民票上の住所大阪市天王寺区大道2丁 目2番9号 破産者 細江 貞子
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5746号
大阪府豊中市中桜塚5丁目18番20-202号 破産者 三木恵莉奈
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5753号
大阪府大東市錦町16番16号 破産者 谷畠 耕治
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5764号
大阪府豊中市服部寿町2丁目18番6-103号 破産者 神原 稔子
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5789号
大阪市城東区古市1丁目5番1-111号 破産者 中村 恭子
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5791号
大阪市東淀川区相川2丁目23番4-708号、 前住所三重県名張市箕面中村192番地10 プ ランドールI 203号 破産者 中村 恵
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5837号
大阪市北区本庄東1丁目10番21号 サニーハ ウス 301号室、前住所大阪市北区長柄中3 丁目7番18-601号 破産者 三宅 要
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5944号
大阪府寝屋川市太秦中町35番3号 (204号) 破産者 鳥原めぐみ
1 決定年月日 令和7年3月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5948号	大阪市西成区潮路1丁目2番25号 シャトーシラキマンション 212号 破産者 齊藤 一幸 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5959号	大阪府吹田市原町4丁目5番8号 破産者 杉野 明子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5986号	大阪市鶴見区横堤2丁目21番2-203号 破産者 松尾 貴之 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6003号	大阪府箕面市粟生間谷東5丁目38番8-201号 破産者 堂阪 英作 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6006号	大阪府枚方市磯島茶屋町6番6-101号、前住所大阪市浪速区大国1丁目3番5-302号 破産者 小牧 敬子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6031号	大阪市西成区花園北1丁目6番9号 土井マンション 102号室 破産者 矢下 信男 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6067号	大阪市平野区加美正覚寺1丁目24番5号 maison de 晃生 202号、前住所大阪府東大阪市菱屋西5丁目3番7号 破産者 山崎真由美

令和6年(フ)第6083号	大阪府八尾市楽音寺6丁目29番地の1 シャルル楽音寺101号 破産者 高木 秀康 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6086号	大阪府吹田市古江台6丁目2番8号 破産者 川添 等 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6087号	大阪市西成区玉出西2丁目5番33号 グランドメゾン富士 101号室 破産者 筒井 薫 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6118号	大阪府守口市佐太東町1丁目10番12-304号 破産者 高橋 直子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6157号	大阪府高槻市玉川2丁目37番405号 破産者 児玉 光令 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6213号	大阪市住之江区北島2丁目8番9号 エムテック 北島 503 破産者 大垣 幸恵 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6219号	大阪府豊中市穂積1丁目2番25号 210号、前住所大阪府豊中市岡上の町2丁目5番5号(202号) 破産者 比嘉 政昭 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6231号	大阪府寝屋川市郡元町11番12号 破産者 谷口 清子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第671号	兵庫県姫路市野里940番地 レオパレスサンライト2 207号、従前の住所兵庫県姫路市田寺5丁目3番60-203号 プエナビ斯塔姫路 破産者 宮崎 健二 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第1号	兵庫県高砂市曾根町3017番地 セントポーリアB-5号 破産者 田中 軍平 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第3号	兵庫県姫路市実法寺792番地1 セカンドライフ飾西1号、従前の住所兵庫県姫路市新在家本町2丁目10番4-107号 パールメゾン新在家 破産者 固本阪信こと 李 阪信 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第5号	兵庫県姫路市広畠区蒲田4丁目93番地1 第5グリーンハイツB101、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区山崎126番地8 メゾンメリベーユ英賀保205 破産者 岡本 知邑(旧姓丸林)
令和6年(フ)第368号	島根県出雲市湖陵町板津308番地1 破産者 緒方美津子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所出雲支部
令和6年(フ)第374号	岡山県都窪郡早島町早島84番地 破産者 松村 優佑 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和6年(フ)第379号	岡山県浅口市金光町占見529番地、転居前の住所岡山県浅口市金光町大谷684番地1 カーサ フォルトゥーナ205 破産者 大橋 祐太 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和6年(フ)第386号	岡山県倉敷市玉島陶1850番地9 破産者 南 理恵 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和6年(フ)第391号	岡山県倉敷市中庄741番地 破産者 鹿野真衣子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和6年(フ)第400号 岡山県倉敷市福島404番地7 センチュリー 福島201 破産者 廣本智佐子(旧姓守安) 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第401号 岡山県倉敷市玉島長尾2953番地 倉敷市長楽莊 破産者 田中 正夫 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和6年(フ)第333号 徳島県徳島市両国本町1丁目13番地 エクセル レント両国ガーデンヒルズ 破産者 山本 道男 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部	令和6年(フ)第385号 愛媛県松山市居相2丁目4番23号 スカイハイツ居相306号 破産者 岡本 忠幸 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部	令和6年(フ)第380号 佐賀県神埼市千代田町境原772番地 破産者 今泉 浩之 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第410号 岡山県倉敷市玉島乙島6773番地13 破産者 山岸 成美 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和6年(フ)第328号 香川県小豆郡土庄町甲5152番地2 破産者 三枝 由香 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和7年(フ)第1号 愛媛県松山市古川西3丁目2番23号 破産者 辻川 龍生 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部	令和6年(フ)第387号 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2815番地 カーサ・シエント上峰102 破産者 田崎 沙織 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第414号 岡山県笠岡市園井560番地、住民票上の住所 岡山県笠岡市笠岡4463番地 破産者 仁科 孝規 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和6年(フ)第381号 香川県高松市扇町1丁目15番18号 破産者 湊 文代 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和6年(フ)第303号 高知市北竹島町29番地1 市住2号棟154 破産者 大西 康徳 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係	令和6年(フ)第500号 大分市山津町2丁目2番28号 ドエル山津402 破産者 仁田野美保 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第9号 岡山県倉敷市神田2丁目13番9号 スカイハイツ205号室、転居前の住所岡山県倉敷市広江7丁目7番47-9号 破産者 兼高 耕平 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和6年(フ)第135号 香川県丸亀市津森町58番地6 エスボワール 池田201号 破産者 三木 一弘 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所丸亀支部	令和6年(フ)第88号 福岡県大牟田市大字田隈372番地9 破産者 梅崎 博美 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所大牟田支部	令和6年(フ)第565号 大分市勢家町2丁目2番8号 パサージュ勢家102 破産者 緒方 昌明 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第10号 岡山県倉敷市生坂1419番地1 エンゼル33-302号 破産者 富永 浩司 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和6年(フ)第152号 香川県仲多度郡琴平町榎井814番地1 増田アパート2号、前住所香川県仲多度郡琴平町苗田1153番地1、高松市林町2564-13 破産者 平尾 翔吾 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所丸亀支部	令和6年(フ)第336号 佐賀市駿府中央3丁目11番11号 破産者 田中 浩 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第571号 大分県別府市南のヶ浜町5番33号 たちばなマンション216号 破産者 石川 愛華 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第329号 徳島県徳島市国府町府中688番地の2 郡マ ンション1 202号室 破産者 大山 茂史	令和6年(フ)第319号 愛媛県松山市鹿峰338番地27 破産者 谷 公彦 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部	令和6年(フ)第340号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島1698番地 破産者 大石 紀子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第574号 大分市大字津守385番地の3 サザンブライ ト津守605 破産者 佐藤 宏司 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第320号 愛媛県松山市姫原3丁目6番40号 ネオハイ ツ401号 破産者 宮田さおり	令和6年(フ)第320号 愛媛県松山市姫原3丁目6番40号 ネオハイ ツ401号 破産者 宮田さおり	令和6年(フ)第372号 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田1235番地1 R C-238、前住所佐賀県三養基郡上峰町大 字坊所2577番地73 破産者 副島せつ子	令和6年(フ)第372号 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田1235番地1 R C-238、前住所佐賀県三養基郡上峰町大 字坊所2577番地73 破産者 副島せつ子

令和6年(フ)第576号

大分県別府市大字鶴見3958番地の4 パークハイツ鶴見台C102号
破産者 林 結依(旧姓阿部)

1 決定年月日 令和7年3月19日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第591号

大分県別府市大字鶴見4230番地の58 アリュール莊園105号
破産者 山本 香理

1 決定年月日 令和7年3月19日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第596号

大分市大字下郡1721番地の27 市営1A3-98
破産者 吉松 優子

1 決定年月日 令和7年3月19日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第597号

大分市大字迫1260番地の1 岩本アパートB-2
破産者 茂田 薫寛

1 決定年月日 令和7年3月19日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第55号

宮崎県日南市南郷町中村乙997番地6
破産者 阪元 楓賀

1 決定年月日 令和7年3月19日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所日南支部

令和6年(フ)第58号

宮崎県串間市大字西方7154番地1 市営寺里さくら住宅C-101
破産者 野邊 満範

1 決定年月日 令和7年3月19日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所日南支部

令和6年(フ)第1721号

千葉県船橋市上山町2丁目290番地1 レジンドール船橋102号
破産者 勝又 賴子

1 決定年月日 令和7年3月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1157号

千葉県市原市辰巳台東4丁目10番地 ビレッジハウス1-401
破産者 保坂 保

1 決定年月日 令和7年3月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1201号

千葉県船橋市二宮2丁目21番15-303号
破産者 中館 修

1 決定年月日 令和7年3月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1365号

千葉市美浜区高洲2丁目2番10棟504号
破産者 大澤 直樹

1 決定年月日 令和7年3月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1676号

千葉県市原市東五所33番地8 第一弘岡ハイツ101
破産者 岡元 莉以

1 決定年月日 令和7年3月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1688号

千葉県船橋市二宮1丁目4番7-102号
破産者 泉 雄大

1 決定年月日 令和7年3月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第370号

千葉県富里市七栄210番地99
破産者 波々壁美由紀

1 決定年月日 令和7年3月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(フ)第373号

千葉県四街道市大日234番地1、前住所群馬県邑楽郡大泉町仙石3丁目25番1号 スバル大利根寮2号館306号、(前々住所)千葉市稻毛区園生町407番地7 ティエスビル105号

破産者 小川 雅弥

1 決定年月日 令和7年3月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(フ)第376号

千葉県佐倉市白井台3番地18

破産者 大池 静枝

1 決定年月日 令和7年3月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(フ)第436号

岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町5丁目63番地5 (フルールエクセレンス 202)

破産者 兼松 恵美

1 決定年月日 令和7年3月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和6年(フ)第474号

岐阜県関市桜本町2丁目32番地4 エレガンスみやもと301号

破産者 新垣 彩菜

1 決定年月日 令和7年3月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和6年(フ)第158号

茨城県筑西市八丁台463番地 愉庵、開始決定時の住所茨城県筑西市上星谷356番地12

破産者 石堀 守

1 決定年月日 令和7年3月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所下妻支部

令和6年(フ)第700号

栃木県宇都宮市御幸ヶ原町103-73-102 牧野氏方、住民票上の住所埼玉県越谷市大字上間久里432番地6

破産者 矢部 大貴

1 決定年月日 令和7年3月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第727号

栃木県鹿沼市緑町1丁目10番1号 緑町東市営住宅1号棟7号室

破産者 新田順比古

1 決定年月日 令和7年3月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第764号

栃木県宇都宮市江曽島町1394番地2、前住所東京都新宿区新宿5丁目11番19号 新宿シェアハウス 202
破産者 飯村 朋香

1 決定年月日 令和7年3月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第720号

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野1749番地2、旧住所埼玉県幸手市大字円藤内644番地11
破産者 コンチャ レイセル マリズ メンドーザ

1 決定年月日 令和7年3月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第743号

埼玉県吉川市高富2丁目3番地3 セントアーバン号
破産者 小池 雅弘

1 決定年月日 令和7年3月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第745号

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田2丁目14番3号 株式会社朝日コーポレーション 杉戸寮202
破産者 加藤 実

1 決定年月日 令和7年3月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第749号

埼玉県吉川市大字吉川1607番地
破産者 岡野ちひろ

1 決定年月日 令和7年3月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第751号
埼玉県春日部市一ノ割1丁目2番1—207号
破産者 川崎隆太郎
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第1490号
千葉市美浜区高浜1丁目9番6棟301号
破産者 服部 優子
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1494号
千葉市中央区浜野町82番地
破産者 田中佐知子
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1559号
千葉市花見川区瑞穂1丁目5番地1 フィリアみづほ3号
破産者 常世田秀男
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1663号
千葉県八千代市ゆりのき台5丁目14番地5
シャンボールA—107号
破産者 日下 明美
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1681号
千葉県浦安市猫実2丁目9番21号 ボン・クレールA (202)
破産者 榎本 圭佑
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1736号
千葉県八千代市緑が丘西8丁目9番地2 メルベージュ102号室
破産者 森 亜梨紗(旧姓高橋)
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1747号
千葉県市川市南八幡1丁目22番2号
破産者 芳村 彩香
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1760号
千葉市中央区宮崎町47番地1 ライオンズマジション蘇我2—703号
破産者 原田 順子
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1781号
千葉市稲毛区園生町201番地1 ハイランド園生101号
破産者 三原 麻衣(旧姓森)
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1791号
千葉市若葉区高品町151番地2 ウッドパーク東千葉214号
破産者 小林研二エスティベン
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1806号
千葉県市原市山田橋1丁目4番地14 朝日マジション103
破産者 大原 由希
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1810号
千葉県市川市幸2丁目12番10—303号(グランドマストやさしえ市川行徳)
破産者 松原 宏
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1814号
千葉県浦安市富士見2丁目21番26号 コーポウダガワ(201)
破産者 田辺 雅恵

1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1815号
千葉県浦安市富士見2丁目21番26号 コーポウダガワ(201)
破産者 田辺 哲
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1818号
千葉市緑区菅田町2丁目21番地1349 サンアベニューⅡ101号
破産者 船戸 純美
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1824号
千葉県船橋市葉円台3丁目17番26—201号
破産者 澤田美栄子
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1825号
千葉市花見川区花園2丁目14番20号 アマランサス203号
破産者 岩木 混平
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1826号
千葉市中央区大森町469—1 ガーデンコート大森台205号、住民票上の住所千葉市美浜区磯辺5丁目10番1—602号
破産者 川崎 大
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1827号
千葉市中央区仁戸名町499番地4
破産者 三和山千明
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1828号
千葉市中央区祐光4丁目16番7号
破産者 佐藤エリザベスこと SATO ELLIZABETH TULOD
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1836号
千葉県習志野市谷津2丁目4番3号
破産者 柴沼 司
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第383号
千葉県印西市木下東2丁目2番地2 ソレイユ俱楽部印西218号
破産者 鍋山 鎬
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所佐倉支部
令和6年(フ)第393号
千葉県佐倉市宮前3—15—4 丸石ハイツ201、住民票上の住所千葉県佐倉市山崎166番地1 ダイアパレスさくらグランドキャッスル1108号
破産者 櫻井 久枝
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所佐倉支部
令和6年(フ)第404号
千葉県成田市本三里塚230番地23(ソワサント成田B102)
破産者 關 竜三
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所佐倉支部
令和6年(フ)第405号
千葉県成田市本三里塚230番地23(ソワサント成田B102)
破産者 關眞こと SHIM JIN SOON
沈 真順(シム ジンソン)
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(フ)第504号
岐阜県関市西本郷通7丁目3番31号
破産者 新木 真治
1 決定年月日 令和7年3月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

小規模個人再生による再生計画認可

令和6年(再イ)第319号
東京都板橋区中台1-15-14 レオパレス中台第2 102号室
再生債務者 光山幸成こと 金 大景
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年2月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月17日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第229号
東京都葛飾区細田1-18-8
再生債務者 石田 和男
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月14日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第4号
福岡県田川市千代町12番7号 KMハイツV
Iグレー棟101号
再生債務者 宮間 学
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月4日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月13日 福岡地方裁判所田川支部

令和6年(再イ)第442号
東京都江戸川区船堀5-15-4
再生債務者 飯塚 剛

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月6日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月17日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第380号

東京都葛飾区西新小岩4-27-21

再生債務者 關 信太郎

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月14日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第437号

東京都台東区千束1-19-11-202

再生債務者 黒澤 裕一

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月17日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第456号

東京都足立区保木間1-13-10-205

再生債務者 吉田 拓也

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月17日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第121号

神戸市長田区大塚町3丁目1番27号 サンハイツ大塚402号

再生債務者 まるぶん食堂こと 山根 文雄

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月17日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和6年(再イ)第9号

新潟県上越市新光町2丁目6番41号 サンハイツ第2 102号

再生債務者 滝澤 光洋

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月11日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月18日 新潟地方裁判所高田支部

令和6年(再イ)第76号

兵庫県尼崎市浜田町4丁目52番地の1 シャーメゾン翔302(前住所) 兵庫県尼崎市浜田町3丁目50番地の20

再生債務者 浅利 祐介

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月11日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月17日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和6年(再イ)第158号

札幌市豊平区福住1条1丁目9番18号 羊ヶ丘マンション202号

再生債務者 佐々木勝利

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月12日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月18日

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第101号

埼玉県川越市大字藤間858番地9

再生債務者 橋本 燐

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月12日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月17日

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再イ)第365号

大阪府吹田市原町4丁目22番2-206号

再生債務者 坂本 誠治

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月12日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月17日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第8号

山形県鶴岡市みどり町4番21号

再生債務者 伊藤 誠司

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月18日 山形地方裁判所鶴岡支部

令和6年(再イ)第15号

栃木県那須塩原市南郷屋1丁目148番地209

再生債務者 廣瀬 直樹

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月17日

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和6年(再イ)第85号

埼玉県所沢市小手指町3丁目26番地の15

再生債務者 井上 健一

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月17日

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再イ)第19号 静岡県藤枝市西方1061番地の1 再生債務者 松田 勝彦 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月18日 静岡地方裁判所民事第2部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月18日 松山地方裁判所西条支部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月18日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月18日 金沢地方裁判所小松支部
令和6年(再イ)第20号 静岡県藤枝市西方1061番地の1 再生債務者 松田佐智子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月18日 静岡地方裁判所民事第2部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月17日 名古屋地方裁判所民事第2部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月18日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月18日 松山地方裁判所民事部
令和6年(再イ)第340号 大阪市鶴見区茨田大宮2丁目2番8-901号 再生債務者 Multi boxこと 氏本 勝士 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月17日 大阪地方裁判所第6民事部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月17日 名古屋地方裁判所民事第2部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月18日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月17日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和6年(再イ)第5号 愛媛県西宇和郡伊方町神崎433番地2 再生債務者 三好 憲二 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月17日 大阪地方裁判所第6民事部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月18日 千葉地方裁判所一宮支部再生係	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月17日 奈良地方裁判所
令和6年(再イ)第15号 愛媛県四国中央市川之江町余木665番地2 再生債務者 合田 昇平	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月18日 松山地方裁判所大洲支部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月18日 金沢地方裁判所小松支部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月17日 那霸地方裁判所民事第3部
令和6年(再イ)第19号 千葉県習志野市津田沼2丁目8番8号 ラポール菊田台207号 再生債務者 井上 優	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月18日 松山地方裁判所大洲支部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月18日 金沢地方裁判所小松支部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和6年(再イ)第30号 群馬県伊勢崎市連取町3305番地11 再生債務者 吉川 清勝 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月18日 前橋地方裁判所民事部破産再生係 令和6年(再イ)第75号 埼玉県戸田市大字新曽310番地 再生債務者 小山 竜治 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月18日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和6年(再イ)第91号 さいたま市南区白幡6丁目14番15号カノン武藏浦和103号室(開始決定時の住所)埼玉県戸田市笹目北町16番地の19(エクメーネ101号室) 再生債務者 鵜川 涼 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月18日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和6年(再イ)第5号 秋田県大館市御成町1丁目9番10号 再生債務者 貝森 廉喜 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月12日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月19日 秋田地方裁判所大館支部 令和6年(再イ)第92号 東京都昭島市中神町1294番地3サンライズ中神206号 再生債務者 竹市 喜行	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月12日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月19日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(再イ)第204号 横浜市鶴見区汐入町1丁目22番地19 再生債務者 カレキストロマリー ジーン カスティリオ(CALEX TRO MARY JANE CASTILLO) 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月12日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年3月19日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和6年(再イ)第538号 大阪市生野区勝山南1丁目17番31号 再生債務者 岩井 良子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月12日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年3月18日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(再イ)第558号 大阪府八尾市高砂町2丁目14番地の14 再生債務者 尾谷 佳彦 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月12日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年3月18日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(再イ)第36号 奈良市秋篠町1546番地の23 再生債務者 森敷 良子	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月12日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年3月18日 奈良地方裁判所 令和6年(再イ)第44号 佐賀県多久市北多久町大字小侍510番地81 小松アパート 201号 再生債務者 久保山優弥 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月12日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年3月19日 佐賀地方裁判所民事部破産係 令和6年(再イ)第16号 宮城県石巻市渡波字黄金浜140番地2 再生債務者 阿部 立美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年3月19日 仙台地方裁判所石巻支部再生係 令和6年(再イ)第33号 タイ王国 パンコク都 ワッタナー区 プラカノンヌア地区 スクンビットロード ルラックコンドミニアム1599／129、日本における最後の住所 秋田市新屋日吉町21番11号 再生債務者 石川 南 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年3月18日 秋田地方裁判所民事第2部 令和6年(再イ)第49号 秋田市横森2丁目13番8号 再生債務者 松渕 章郎	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年3月18日 秋田地方裁判所民事第2部 令和6年(再イ)第167号 埼玉県上尾市大字原市1340番地5 再生債務者 早川 忠徳 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年3月18日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和6年(再イ)第41号 滋賀県野洲市西河原906番地37 再生債務者 中城 拓也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年3月18日 大津地方裁判所民事部再生係 令和6年(再イ)第44号 滋賀県湖南市柏子袋西3丁目3番11号 再生債務者 山崎 正隆 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年3月18日 大津地方裁判所民事部再生係 令和6年(再イ)第59号 滋賀県草津市青地町756番地1804 エスペランツ琵琶湖 再生債務者 池上 翔吾 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年3月18日 大津地方裁判所民事部再生係
--	---	--	---

<p>令和6年(再イ)第95号 大阪府富田林市西板持町8丁目8番26号 再生債務者 永濱 航己</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年3月18日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係</p> <p>令和6年(再イ)第109号 神戸市中央区布引町1丁目1番13-208号(従前の住所) 兵庫県加古川市平岡町高畑425番地の29 再生債務者 三國 華奈</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年3月18日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係</p> <p>令和6年(再イ)第30号 奈良市西大寺国見町1丁目7番22-403号 再生債務者 大城葉寿希</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年3月19日 奈良地方裁判所</p> <p>令和6年(再イ)第21号 山口県宇部市上条5丁目4番15号 再生債務者 角 澄貴</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年3月17日 山口地方裁判所宇部支部</p> <p>令和6年(再イ)第30号 青森県上北郡野辺地町字鳴沢5番地11 再生債務者 田中 正</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。</p> <p>令和7年3月18日 青森地方裁判所民事部再生係</p> <p>令和6年(再イ)第205号 さいたま市緑区東浦和5丁目22番地34 再生債務者 吉岡 辰起</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和7年3月19日 大津地方裁判所民事部再生係</p> <p>令和6年(再イ)第337号 名古屋市熱田区三番町20番26号 ラフォートSK102号 再生債務者 河原 翔太</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和7年3月18日 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和6年(再イ)第51号 滋賀県甲賀市信楽町黄瀬2852番地3 再生債務者 宮崎 力也</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和7年3月19日 大津地方裁判所民事部再生係</p> <p>令和6年(再イ)第54号 大津市大江4丁目24番14号 RUCANA 103号室 再生債務者 小浦 緑恵</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和7年3月19日 大津地方裁判所民事部再生係</p>	<p>令和6年(再イ)第56号 大津市平津1丁目36番1号 レ・ユニオン石山A棟102号室 再生債務者 北越 友幸</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和7年3月19日 青森地方裁判所弘前支部</p> <p>令和6年(再イ)第12号 青森県八戸市南白山台2丁目15番3号 再生債務者 近藤 綾乃</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和7年3月19日 青森地方裁判所八戸支部個人再生係</p> <p>令和6年(再イ)第35号 栃木県小山市西城南7丁目6番地21 再生債務者 塚田 健也</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和7年3月18日 宇都宮地方裁判所栃木支部</p> <p>令和6年(再イ)第175号 千葉県浦安市富士見1丁目14番10号 再生債務者 長谷川 学</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和7年3月19日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p>令和6年(再イ)第7号 富山県黒部市三日市3023番地5 再生債務者 有澤 彰範</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。</p> <p>令和7年3月19日 富山地方裁判所魚津支部</p>
---	--	--

- 令和6年(再イ)第48号**
福井市柄泉町第10号8番地2
再生債務者 岩佐 貴之
- 1 主文 本件再生計画を認可する。
 - 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
- 令和7年3月18日 福井地方裁判所
- 令和6年(再イ)第100号**
京都市西京区桜原上池田町18番地29
再生債務者 大友 秀泰
- 1 主文 本件再生計画を認可する。
 - 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
- 令和7年3月19日
- 京都地方裁判所第5民事部再生係
- 令和6年(再イ)第137号**
京都府宇治市木幡内畑34番地の6 ユニ宇治マンション1棟104号
再生債務者 船引 茂史
- 1 主文 本件再生計画を認可する。
 - 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
- 令和7年3月19日
- 京都地方裁判所第5民事部再生係
- 令和6年(再イ)第143号**
京都府木津川市木津南後背1番地22
再生債務者 平崎 翔太
- 1 主文 本件再生計画を認可する。
 - 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
- 令和7年3月19日
- 京都地方裁判所第5民事部再生係
- 令和6年(再イ)第487号**
大阪府寝屋川市成田南町3番29号
再生債務者 村上 洋

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
- 令和7年3月18日
大阪地方裁判所第6民事部
- 令和6年(再イ)第15号**
宮城県石巻市蛇田字下中塙14番地12
再生債務者 菅原 杏平
- 1 主文 本件再生計画を認可する。
 - 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
- 令和7年3月19日
- 仙台地方裁判所石巻支部再生係
- 令和6年(再イ)第16号**
山形県酒田市東大町3丁目43番地の2
再生債務者 海藤 未怜
- 1 主文 本件再生計画を認可する。
 - 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
- 令和7年3月19日 山形地方裁判所酒田支部
- 令和6年(再イ)第30号**
栃木県栃木市大宮町2628番地16
再生債務者 久保 亘
- 1 主文 本件再生計画を認可する。
 - 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
- 令和7年3月19日
- 宇都宮地方裁判所栃木支部
- 令和6年(再イ)第27号**
愛媛県松山市竹原4丁目5番21号 ライフステージ浜田706号
再生債務者 金井 健太
- 1 主文 本件再生計画を認可する。
 - 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
- 令和7年3月19日
- 松山地方裁判所民事部

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、令和7年2月14日、厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第2項の規定に基づき公告します。

令和7年4月2日

兵庫県西宮市松原町9番20号

加藤産業企業年金基金
清算人 鈴木 俊一

企業年金基金清算人退任公告

当企業年金基金は、令和7年3月4日をもって清算結了の承認を受けたので、確定給付企業年金法施行令第59条により公告します。

1. 清算人氏名 鈴木 俊一

2. 住所 兵庫県西宮市松原町9番20号

令和7年4月2日

加藤産業企業年金基金

地方職員共済組合定款の一部変更

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十一号)第五条第九項の規定に基づき、地方職員共済組合定款の一部を変更するについて、次のとおり公告する。

令和7年4月1日

地方職員共済組合

理事長 関 博之

次の表により、現行欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変更後	現行
(資金の繰入れ)	(資金の繰入れ)
第六十五条 地方公務員等共済組合法施行規則(昭和三十七年自治省令第110号。以下「施行規則」という。)第十二条の八第一項において準用する施行規程第七条第一項の規定により定額で定める金額は、次の各号に掲げる経理の区分に従い、当該各号に掲げる金額とする。	第六十五条 地方公務員等共済組合法施行規則(昭和三十七年自治省令第110号。以下「施行規則」という。)第十二条の八第一項において準用する施行規程第七条第一項の規定により定額で定める金額は、次の各号に掲げる経理の区分に従い、当該各号に掲げる金額とする。
一 厚生年金保険経理 一萬八千五百十六円	一 厚生年金保険経理 一万六千三百五十五円
二 退職等年金経理 千八十円	二 退職等年金経理 九百五十円
19 附則	19 附則
団体共済部の経過的長期経理に係る施行規則第十二条の八第一項において準用する施行規程附則第一条の二第三項において読み替えて準用する施行規程第七条第一項の規定により定額で定める金額は、千八百四十八円とする。	団体共済部の経過的長期経理に係る施行規則第十二条の八第一項において準用する施行規程附則第一条の二第三項において読み替えて準用する施行規程第七条第一項の規定により定額で定める金額は、一千六百三十一円とする。

附則

一 この変更は、令和7年4月1日から施行する。

二 変更後の第六十五条及び附則第十九項の規定は、令和7年度以後の各事業年度の資金の繰入れについて適用し、令和6年度以前の各事業年度の資金の繰入れについては、なお従前の例による。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60歳代の男性のもと推定される死体が発見された

上記の者は、令和7年2月28日の午前11時38分頃京都府京丹後市丹後町間人4260番地から北東約280メートル先海岸において発見されたもので、身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管していただきたい。

心当たりの方は、当市福祉事務所まで申し出ください。

令和7年4月2日

京都府 京丹後市長 中山 泰

行旅死亡人

1. 氏名・住所・本籍は不詳、性別は女性、体重約3000g・身長約50cm、推定妊娠週数満40週頃の胎児、死産の時期は昭和35年頃

2. 氏名・住所・本籍は不詳、性別は男性、体重約2500g・身長約45cm、推定妊娠週数満36週頃の胎児、死産の時期は昭和35年頃

3. 氏名・住所・本籍は不詳、性別は女性、体重約500g・身長約40cm、推定妊娠週数満28週頃の胎児、死産の時期は昭和35年頃

上記の者は、令和6年4月10日前9時頃、大分県別府市大字鶴見4548 独立行政法人国立病院機構西別府病院 中病棟地下1階 靈安室に標本室において、瓶に入りボルマリンに漬けられた状態で発見されました。

昭和46年4月に国立療養所別府荘、光の園、石垣原病院が統合し、石垣原病院の地（現在地）にて国立療養所西別府病院として発足しており、見分の結果、保管していた病院は不詳。

以上3件の遺体については、身元不明のため火葬に付し、現在、別府市納骨堂に安置しております。お心当たりの方は、別府市市民福祉部ひとくらし支援課までお申し出ください。

令和7年4月2日

大分県 別府市長 長野 基紘

報社の申出の公知

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か心配になります。

解散公知

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か心配になります。

令和七年四月一日

仙台市青葉区国分町二丁目一五番二号（ゲッハバレビル三階） 株式会社オメガ

代表清算人 岩間 秀輔

解散公知

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月一日

茨城県かすみがうら市柏崎八七一番地

株式会社大根木材センター

代表清算人 栗山 秀之

解散公知

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か心配になります。

令和七年四月一日

群馬県高崎市八島町五八番地

群馬流通サービス株式会社

代表清算人 中内 啓悟

解散公知

当法人は、存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か心配になります。

令和七年四月一日

埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根一五六四番地一〇

有限会社古川工業

清算人 古川 寿

解散公知

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か心配になります。

令和七年四月一日

埼玉県蓮田市馬込三丁目一四二番地一 イツツタイム合同会社

清算人 高林 聖児

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か心配になります。

令和七年四月一日

埼玉県飯能市大字芦苅場三一〇番地

飯能管理株式会社

代表清算人 大平 洋一

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か心配になります。

令和七年四月一日

東京都世田谷区赤堤一丁目一六番一三号

株式会社まちづくり研究所

代表清算人 井上 赫朗

解散公告

当法人は、存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載

したので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か心配になります。

令和七年四月一日

東京都港区芝浦四丁目一九番一一四五二三号

公益財団法人アジア人財確保・育成支援

協会 代表清算人 桑木 真美

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年四月一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か心配になります。

令和七年四月一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

A M a l p h a F o u r 特定目的の会社

代表清算人 鄭 武壽

解散公告
当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算か心配になります。

令和七年四月一日

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目七番六号

株式会社大日精化保険サービス

代表清算人 浅利 祐爾

解散公告
当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月一日

東京都大田区中央三丁目三番七号

二光電気有限公司

清算人 池原 典子

解散公告
当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月一日

東京都大田区中央三丁目三番七号

二光電氣有限公司

清算人 池原 典子

解散公告
当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月一日

東京都大田区霞が関三丁目二番五号

A M a l p h a F o u r 特定目的の会社

代表清算人 鄭 武壽

解散公告
当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月一日

東京都大田区中央三丁目三番七号

二光電氣有限公司

清算人 池原 典子

解散公告
当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月一日

東京都大田区中央三丁目三番七号

二光電氣有限公司

清算人 池原 典子

解散公告
当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月一日

東京都大田区中央三丁目三番七号

二光電氣有限公司

清算人 池原 典子

第27期決算公告		令和7年4月2日 東京都港区芝浦四丁目2番19号 NXビジネスサポート株式会社 代表取締役 西村 英
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目		金額(千円)
資の 産部		187,096
流動資産	5,167	
固定資産		
合 計	192,263	
負純 資産 及の び部		
流動負債	31,431	
株主資本	160,832	
資本剰余金	30,000	
資本準備金	12,635	
利益剰余金	12,635	
利益準備金	118,197	
その他利益剰余金	1,500	
(うち当期純利益)	116,697	
合 計	(7,530)	
合 計		192,263

第6期決算公告		令和7年4月2日 群馬県邑楽郡明和町中谷331番地1 株式会社邑楽館林まちづくり 代表取締役 小野 弘
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目		金額(千円)
資の 産部		226,131
流动資産	424,189	
固定資産	507	
合 計	650,828	
負純 資産 及の び部		
流动負債	100,566	
固定負債	200,777	
株主資本	349,484	
資本剰余金	170,500	
資本準備金	170,500	
利益剰余金	8,484	
利益準備金	8,484	
その他利益剰余金	(23,689)	
(うち当期純損失)		
合 計	650,828	

第59期決算公告		令和7年4月2日 仙台市太白区郡山四丁目10番2号 株式会社馬渓工業所 代表取締役 小野 寿光
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)		
科 目		金額(円)
資の 産部		693,937,335
流动資産	270,509,004	
固定資産	9,300,000	
合 計	973,746,339	
負純 資産 及の び部		
流动負債	557,900,054	
固定負債	205,827,000	
株主資本	210,019,285	
資本剰余金	100,000,000	
資本準備金	110,019,285	
利益剰余金	12,000,000	
利益準備金	98,019,285	
その他利益剰余金	(5,562,537)	
(うち当期純利益)		
合 計	973,746,339	

第53期決算公告		2025年4月2日 東京都港区西新橋一丁目14番1号 東亞ビジネスアソシエ株式会社 代表取締役 代谷 豊和
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)		
科 目		金額(百万円)
資の 産部		407
流动資産	140	
固定資産		
合 計	547	
負純 資産 及の び部		
流动負債	283	
固定負債	3	
株主資本	261	
資本剰余金	40	
資本準備金	221	
利益剰余金	10	
利益準備金	211	
その他利益剰余金	(19)	
合 計	547	

第7期決算公告		令和7年4月2日 東京都中央区日本橋三丁目9番1号 日本橋三丁目スクエア11階 Wrike Japan株式会社 代表取締役 カゾヴァ・ヴェラ・ニコラエワナ
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目		金額(円)
資の 産部		90,432,048
流动資産	12,375,644	
固定資産		
合 計	102,807,692	
負純 資産 及の び部		
流动負債	37,521,306	
賞与引当金	11,639,927	
有給休暇引当金	7,781,974	
株主資本	65,286,386	
資本剰余金	100,000	
資本準備金	65,186,386	
利益剰余金	65,186,386	
その他利益剰余金	(18,052,030)	
合 計	102,807,692	

第19期決算公告		令和7年3月6日 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目22番7号 丹羽ビル
株式会社OSM International 代表取締役 大澤 能弘		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目		金額(千円)
資の 産部		852,925
流动資産	72,728	
固定資産		
合 計	925,653	
負純 資産 及の び部		
流动負債	143,899	
固定負債	396,416	
株主資本	385,338	
資本剰余金	10,000	
資本準備金	375,338	
利益剰余金	375,338	
その他利益剰余金	(164,600)	
合 計	925,653	

第25期決算公告		令和6年6月10日 神奈川県小田原市栄町三丁目5番8号 株式会社ヒューマンウェア 代表取締役社長 森口 早苗
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)		
科 目		金額(千円)
資の 産部		336,003
流动資産	22,884	
固定資産		
合 計	358,887	
負純 資産 及の び部		
流动負債	133,443	
固定負債	48,433	
役員退職慰労引当金	3,200	
株主資本	222,244	
資本剰余金	50,000	
資本準備金	172,244	
利益剰余金	172,244	
その他利益剰余金	(730)	
合 計	358,887	

第24期決算公告		令和5年5月29日 神奈川県小田原市栄町三丁目5番8号 株式会社ヒューマンウェア 代表取締役社長 鈴木 義行
貸借対照表の要旨(令和5年3月31日現在)		
科 目		金額(千円)
資の 産部		375,831
流动資産	27,354	
固定資産		
合 計	403,185	
負純 資産 及の び部		
流动負債	179,271	
固定負債	2,400	
役員退職慰労引当金	2,400	
株主資本	221,513	
資本剰余金	50,000	
資本準備金	171,513	
利益剰余金	171,513	
その他利益剰余金	(17,035)	
合 計	403,185	

第15期決算公告		2025年4月2日 東京都港区西新橋一丁目14番1号 M Tエチレンカーボネット株式会社 代表取締役 並木 憲二
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)		
科 目		金額(百万円)
資の 産部		642
流动資産	1	
固定資産		
合 計	643	
負純 資産 及の び部		
流动負債	174	
固定負債	651	
株主資本	△182	
資本剰余金	480	
資本準備金	△662	
利益剰余金	△662	
その他利益剰余金	(2)	
合 計	643	

第109期決算公告		2025年4月2日 愛知県名古屋市港区昭和町17番地の23 東亞物流株式会社 代表取締役 加藤 勝
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:千円)		
科 目		金額
資の 産部		276,491
流动資産	40,292	
固定資産		
合 計	316,783	
負純 資産 及の び部		
流动負債	82,260	
固定負債	21,911	
株主資本	212,612	
資本剰余金	16,000	
資本準備金	196,612	
利益剰余金	4,000	
利益準備金	192,612	
その他利益剰余金	(7,532)	
合 計	316,783	

第14期決算公告		令和7年4月2日 福井県越前市蓬莱町6番24号 株式会社サンライフ小野谷 代表取締役 三村 育子
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)		
科 目		金額
資の 産部		126
流动資産	128	
固定資産		
合 計	254	
負純 資産 及の び部		
流动負債	127	
固定負債	85	
株主資本	41	
資本剰余金	10	
資本準備金	31	
利益剰余金	31	
その他利益剰余金	(5)	
合 計	254	

第46期決算公告		2025年4月2日 富山県高岡市伏木2-1-3 アロン包装株式会社 代表取締役 山内 智雄
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)		
科 目		金額(千円)
資の 産部		100,324
流动資産	3,647	
固定資産		

第48期決算公告

令和7年4月2日
名古屋市昭和区白金三丁目5番9号
株式会社タイヤショップ東海
代表取締役 坂本 兼利

貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	542,827
流動 資産	52,707
固定 資産	615,534
合 計	615,534
負純 資産 及の び部	448,088
資本 利益	167,446
資本 利益	30,000
資本 利益	137,446
資本 利益	3,100
資本 利益	134,346
その他の利益	(63,537)
合 計	615,534

第59期決算公告

2025年4月2日
名古屋市港区船見町1番地42
東亞興業株式会社
代表取締役 加藤 勝

貸借対照表の要旨
(2024年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	289,995
流動 資産	314,145
固定 資産	604,141
合 計	604,141
負純 資産 及の び部	106,994
資本 利益	53,292
資本 利益	443,854
資本 利益	25,000
資本 利益	418,854
資本 利益	6,250
資本 利益	412,604
その他の利益	(16,713)
合 計	604,141

第53期決算公告

2025年4月2日
名古屋市港区船見町1番地42
東亞建設株式会社
代表取締役 清水 幸夫

貸借対照表の要旨
(2024年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	597,049
流動 資産	8,114
固定 資産	605,163
合 計	605,163
負純 資産 及の び部	98,805
資本 利益	7,603
資本 利益	498,755
資本 利益	50,000
資本 利益	448,755
資本 利益	12,500
資本 利益	436,255
その他の利益	(47,474)
合 計	605,163

第1期決算公告

令和7年4月2日
東京都中央区銀座八丁目13番1号
Rapyuta Robotics Subscription Services株式会社
代表取締役 伊藤 靖

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	9,565
流動 資産	589
固定 資産	10,154
合 計	10,154
負純 資産 及の び部	1,355
資本 利益	8,799
資本 利益	5,000
資本 利益	5,000
資本 利益	△1,200
資本 利益	△1,200
資本 利益	(1,200)
合 計	10,154
負債・純資産合計	10,154

第12期決算公告

令和7年4月2日
札幌市中央区北三条西四丁目1番地1
株式会社アシスト北海道
代表取締役 高木 季一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	476
流動 資産	108
固定 資産	584
合 計	584
負純 資産 及の び部	299
流動 負債	91
固定 負債	91
退職給付引当金	193
株主資本	30
資本 利益	163
資本 利益	163
その他利益	(1)
合 計	584

第57期決算公告 令和7年2月25日

和歌山県有田市野187番地の1
木本産業株式会社
代表取締役 白川 達規

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	5,696,748
流動 資産	1,560,978
固定 資産	7,257,726
合 計	7,257,726
負純 資産 及の び部	4,146,776
流動 負債	1,870
固定 負債	2,854,090
資本 利益	30,000
資本 利益	5,341,965
資本 利益	7,500
その他利益	5,334,465
その他利益	(688,915)
自己 株式	△2,517,875
評価・換算差額等	254,990
合 計	7,257,726

第48期決算公告 令和7年3月25日
東京都新宿区神楽坂一丁目3番地
株式会社TUSダイニング
代表取締役 八木 進

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	91,312
流動 資産	20,186
固定 資産	111,497
合 計	111,497
負純 資産 及の び部	67,118
流動 負債	1,200
固定 負債	1,200
役員退職慰労引当金	1,200
株主資本	43,179
資本 利益	30,000
資本 利益	13,179
資本 利益	7,500
資本 利益	5,679
資本 利益	(2,060)
合 計	111,497
負債・純資産合計	111,497

第6期決算公告 令和7年3月25日
東京都新宿区神楽坂一丁目3番地
東京理科大学ホールディングス株式会社
代表取締役 尾垣 文雄

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	3,097,025
流動 資産	4,334,524
固定 資産	7,431,548
合 計	7,431,548
負純 資産 及の び部	5,006
流動 負債	1,200
固定 負債	1,200
役員退職慰労引当金	1,200
株主資本	7,425,342
資本 利益	10,000
資本 利益	7,323,649
資本 利益	7,323,649
その他資本剩余金	91,693
その他資本剩余金	91,693
その他利益	(1,416)
合 計	7,431,548

第14期決算公告

令和7年3月26日
東京都渋谷区神宮前二丁目22番16号
Zebra Japan株式会社
代表取締役 松山 恭子

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	2,253,890
流動 資産	1,808,162
固定 資産	4,062,053
合 計	4,062,053
負純 資産 及の び部	1,679,150
流動 負債	2,230,959
固定 負債	151,943
資本 利益	90,000
資本 利益	61,943
その他利益	61,943
その他利益	(292,643)
合 計	4,062,053

第8期決算公告

令和7年4月2日
東京都千代田区麹町二丁目1番地
ジェンリー・ジャパン・サービス株式会社
代表取締役 川本 成治

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	245,844
流動 資産	981
合 計	246,825
負純 資産 及の び部	29,620
流動 負債	43,482
固定 負債	173,723
資本 利益	54,950
資本 利益	54,797
資本 利益	54,797
資本 利益	63,976
資本 利益	63,976
資本 利益	(63,976)
合 計	246,825

第7期決算公告 2025年4月2日

東京都江東区豊洲五丁目6番15号
株式会社Emergence
代表取締役 石崎 優

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	87,549
流動 資産	146,639
固定 資産	234,188
合 計	234,188
負純 資産 及の び部	40,351
流動 負債	(4,000)
固定 負債	200,000
資本 利益	△6,162
資本 利益	9,205
資本 利益	8,705
資本 利益	8,705
資本 利益	△24,072
資本 利益	△24,072
資本 利益	(15,411)
合 計	234,188

第1期決算公告

令和7年3月25日
東京都新宿区神楽坂一丁目3番地
東京理科大学保険プラザ株式会社
代表取締役 佐々木 崇

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	5,481
流動 資産	69
固定 資産	5,549
合 計	5,549
負純 資産 及の び部	1,369
流動 負債	4,181
固定 負債	1,000
資本 利益	3,181
資本 利益	3,181
その他利益	(3,181)
合 計	5,549

第46期決算公告 令和7年3月14日
新潟県新潟市東区鳴島町2番地
旭カーボンロジスティクス株式会社
代表取締役 鈴木 和行
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	789,387
固定資産	347,867
合 計	1,137,254
負純 資産 及の び部	
流動負債	294,700
固定負債	80,567
株主資本	761,987
資本剰余金	30,000
その他資本剰余金	10,000
利益剰余金	10,000
利益準備金	721,987
その他利益剰余金	7,500
(うち当期純利益)	714,487
合 計	(30,715)
合 計	1,137,254

第4期決算公告 令和7年3月12日
東京都港区虎ノ門五丁目11番1号
オランダヒルズ森タワーR o P
Carbide Ventures Management
株式会社
代表取締役 井上 拓生
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	20,526,656
固定資産	7,000,000
合 計	27,526,656
負純 資産 及の び部	
流動負債	12,905,475
固定負債	14,621,181
株主資本	100,000
資本剰余金	14,521,181
その他資本剰余金	14,521,181
(うち当期純利益)	(8,487,121)
合 計	27,526,656

第17期決算公告 令和7年4月2日
東京都千代田区九段北4丁目2番1号
株式会社アシスト本舗
代表取締役 トッテン ビル
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	0
固定資産	756
合 計	756
負純 資産 及の び部	
流動負債	0
固定負債	756
株主資本	8
資本剰余金	749
その他資本剰余金	749
(うち当期純損失)	(0)
自己株式	△1
合 計	756

第26期決算公告 令和7年4月2日
兵庫県尼崎市扶桑町1番10号
株式会社シリコンセンシングプロダクツ
代表取締役 宮本 哲
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	285,634
固定資産	95
合 計	285,730
負純 資産 及の び部	
流動負債	172,356
固定負債	113,373
株主資本	10,000
資本剰余金	103,373
利益準備金	2,500
その他利益剰余金	100,873
(うち当期純利益)	(40,087)
合 計	285,730

第26期決算公告 令和7年4月2日
兵庫県尼崎市扶桑町1番10号
株式会社シリコンセンシングプロダクツ
代表取締役 宮本 哲
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,765,404
固定資産	2,102,310
合 計	3,867,715
負純 資産 及の び部	
流動負債	1,167,084
固定負債	1,816,988
退職給付引当金	51,917
株主資本	883,642
資本剰余金	370,000
資本準備金	370,000
利益準備金	370,000
利益剰余金	143,642
その他利益剰余金	143,642
(うち当期純利益)	(14,578)
合 計	3,867,715

第18期決算公告 令和7年3月15日
大阪市鶴見区諸口5丁目浜10-7
株式会社ピットフラグ
代表取締役 伊藤 信亮
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	3,777
固定資産	9
合 計	3,786
負純 資産 及の び部	
流動負債	896
固定負債	6,000
株主資本	△3,110
資本剰余金	3,000
資本準備金	0
利益準備金	0
利益剰余金	△6,110
その他利益剰余金	0
(うち当期純利益)	△6,110
自己株式	(765)
合 計	3,786

第48期決算公告 令和7年3月28日 石川県金沢市松島二丁目26番地
ホシザキ北信越株式会社
代表取締役 佐藤 康浩
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	9,164,822	流動負債	4,440,356
固定資産	1,181,427	(うち賞与引当金)	(141,440)
		固定負債	1,173,436
		(うち退職給付引当金)	(1,126,948)
		(金)	(7,432)
		株主資本	4,732,457
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	4,632,457
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	4,607,457
		(うち当期純利益)	(757,179)
資産合計	10,346,249	負債・純資産合計	10,346,249

第107期決算公告 2025年4月2日 東京都港区西新橋一丁目14番1号
株式会社T Gコーポレーション
代表取締役社長 山田 容敬
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	7,314
固定資産	32
合 計	7,347
負債・純資産の部	
流動負債	5,590
固定負債	214
株主資本	1,526
資本剰余金	174
資本準備金	93
利益準備金	93
その他利益剰余金	1,258
(うち当期純利益)	3
評価・換算差額等	1,254
その他有価証券評価差額金	(324)
	15
	15
資産合計	7,347
負債・純資産合計	7,347

第6期決算公告 令和7年3月25日 東京都新宿区神楽坂一丁目3番地
東京理科大学アカデミックパートナーズ株式会社
代表取締役 武田 宏
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	71,476	流動負債	25,041
固定資産	4,793	固定負債	1,533
		役員退職慰労引当金	120
		退職給付引当金	1,413
		株主資本	49,695
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	15,000
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	5,000
		その他利益剰余金	24,695
		(うち当期純利益)	(3,473)
資産合計	76,269	負債・純資産合計	76,269

第8期決算公告 令和7年4月2日 名古屋市千種区東山通五丁目112番地
グランドグリーン株式会社
代表取締役 丹羽 優喜
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	648	流動負債	115
固定資産	4	固定負債	260
		株主資本	187
		資本剰余金	100
		資本準備金	557
		その他資本剰余金	327
		利益剰余金	229
		その他利益剰余金	△465
		(うち当期純損失)	(464)
		自己株式	△4
		新株予約権	88
資産合計	652	負債・純資産合計	652

第4期決算公告

令和7年4月2日 東京都千代田区大手町二丁目6番4号
TOKYO TORCH常盤橋タワー9階
パンク・オブ・モントリオール証券株式会社
代表取締役 氷川 英俊
貸借対照表の要旨

資本対照表の要旨
(令和6年10月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	616,558	流动負債	110,889
固定資産	156,715	賞与引当金	82,603
		株主資本	662,384
		資本剰余金	355,000
		資本益準備金	345,000
		利益剰余金	345,000
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△37,615 △37,615 (34,164)
資産合計	773,274	負債・純資産合計	773,274

第 53 期 決 算 公 告

令和7年4月2日 大阪府東大阪市高井田本通4丁目1番5号
株式会社第一食品
代表取締役社長 小宮 仁

貸借対照表の要旨		(令和6年12月31日現在)		(単位:千円)	
科 目	金 額	科 目	金 額		
流動資産	1,092,218	流动負債	2,227,889		
固定資産	5,800,403	固定負債	3,406,917		
総 資 産	13,800	(うち退職給付引当)	(41,686)		
		(金)			
		株主資本	1,271,614		
		資本剰余金	50,000		
		資本準備金	470		
		利益剰余金	470		
		利益準備金	1,221,144		
		その他利益剰余金	4,685		
		(うち当期純利益)	1,216,459		
			(179,982)		
資産合計	6,906,421	負債・純資産合計	6,906,421		

第 18 期 決 算 公 告

令和7年4月2日 東京都千代田区丸の内2丁目4番1号丸の内ビルディング10階
ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社 代表取締役 重富 隆介
貸借対照表の要旨（令和6年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,029	流動負債	3,155
固定資産	1,161	固定負債	375
		株主資本	5,659
		資本剰余金	485
		資本準備金	475
		利益剰余金	475
		その他利益剰余金	4,699
		(うち当期純利益)	4,699
		評価・換算差額等	(1,179) 0
		その他の有価証券評価差額金	0
合計	9,190	合計	9,190

第 25 期 決 算 公 告

2025年4月2日 名古屋市中区錦一丁目4番6号
東亞テクノガス株式会社
代表取締役社長 古川 中人

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:百万円)			
資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,233	流动負債	1,342
固定資産	1,466	固定負債	99
		株主資本	4,048
		資本利益剰余金	400
		利益準備金	3,648
		その他の利益剰余金	100
		(うち当期純利益)	3,548
		評価・換算差額等	(635)
		その他の有価証券評価差額金	210
			210
資産合計	5,699	負債・純資産合計	5,699

第 82 期 決 算 公 告

令和7年4月2日 東京都大田区羽田旭町11-1
株式会社荏原電産
代表取締役社長 川本 栄治
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,051	流动負債	2,809
固定資産	487	(うち引当金)	(200)
		固定負債	356
		(うち引当金)	(299)
		負債合計	3,165
		株主資本	1,373
		資本剰余金	450
		利益準備金	923
		(利益準備金)	(113)
		(その他利益剰余金)	(810)
		(うち当期純利益)	(328)
		純資産合計	1,373
資産合計	4,538	負債・純資産合計	4,538

第 7 期 決 算 公 告

令和7年4月2日 京都府京都市下京区中堂寺粟田町91
京都リサーチパーク9号館
株式会社マリ
代表取締役 瀧 宏文

貸借対照表の要旨（令和6年12月31日現在）（単位：千円）			
資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	296,279	流动負債	8,576
固定資産	43,978	株主資本	331,914
繰延資産	256	資本剰余金	90,400
		資本準備金	548,223
		その他資本剰余金	467,804
		利益剰余金	80,419
		その他利益剰余金	△306,709
		(うち当期純損失)	△306,709
		新株予約権	(241,029) 22
資産合計	340,512	負債・純資産合計	340,512

第72期決算公告

令和7年4月2日 北海道足寄郡足寄町郊南1丁目13番地
日農機製工株式会社
代表取締役 西原 規恭
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,965,129	流动負債	210,758
固定資産	457,263	(賞与引当金)	(7,707)
		固定負債	11,760
		退職給付引当金	11,760
		株主資本	2,199,874
		資本剰余金	45,000
		資本準備金	5,400
		利益剰余金	5,400
		利益準備金	2,172,874
		その他利益剰余金	11,250
		(うち当期純利益)	2,161,624
		自己株式	(380,643)
			△23,400
資産合計	2,422,392	負債・純資産合計	2,422,392

決算公告

令和7年4月2日
広島県福山市南蔵王町六丁目18番40号
株式会社PRO HOLDINGS
代表取締役 永井 健三

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	14,451,290
固定資産	475,138,164
合 計	489,589,454
負純 資産 及の び部	
流動負債	181,029,074
株主資本金	308,560,380
資本剰余金	1,000,000
その他資本剰余金	319,023,960
利益剰余金	319,023,960
繰越利益剰余金	△11,463,580
(うち当期純損失)	△11,463,580
合 計	489,589,454

第13期決算公告

令和7年4月2日 東京都港区港南二丁目16番4号
サムスンC&Tジャパン株式会社
代表取締役 鈴木 源錫

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債・純資産の部
流動資産	21,971
固定資産	122
合 計	21,971
流動負債	10,284
賞与引当金	30
固定負債	63
退職給付引当金	43
合 債 合 計	10,348
株主資本金	11,746
資本準備金	3,000
資本剰余金	2,000
資本準備金	2,000
利益剰余金	6,746
その他利益剰余金	6,746
合 資 産 合 計	11,746
負債・純資産合計	22,094

告

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科 目	金額
売上高	139,037
売上原価	135,069
売上総利益	3,968
販売費及び一般管理費	2,215
営業利益	1,752
営業外損益	△26
経常利益	1,726
税引前当期純利益	1,726
法人税・住民税及び事業税	535
法人税等調整額	△1
当期純利益	1,191

決算公告

令和7年4月2日
広島県福山市南蔵王町六丁目18番40号
株式会社プロエイド
代表取締役 永井 健三

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	173,520,588
固定資産	350,836,186
合 計	524,356,774
負純 資産 及の び部	
流動負債	89,681,902
固定負債	341,527,247
株主資本金	93,147,625
資本準備金	5,000,000
利益剰余金	88,147,625
固定資産圧縮立金	2,902,025
繰越利益剰余金	85,245,600
(うち当期純利益)	(23,085,187)
合 計	524,356,774

第11期決算公告

令和7年3月25日 東京都新宿区神楽坂一丁目3番地
東京理科大学インベストメント・マネジメント株式会社

代表取締役 片寄 裕市

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	2,683	流動負債	3,386
固定資産	37,944	固定負債	31,957
合 計	37,944	退職給付引当金	4
		その他の	31,953
		株主資本金	5,287
		資本準備金	100
		資本剰余金	3,994
		資本準備金	3,994
		利益剰余金	1,192
		その他利益剰余金	1,192
		評価・換算差額等	△4
		その他有価証券評価差額金	△4
資産合計	40,626	負債・純資産合計	40,626

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)

(単位:百万円)

科 目	金額
売上高	1,251
売上原価	465
売上総利益	786
販売費及び一般管理費	571
営業利益	215
営業外収費用	160
営業外費用	151
営業外収益	224
営業外損失	240
経常利益	—
特別損失	464
税引前当期純利益	163
法人税・住民税及び事業税	△16
法人税等調整額	318
当期純利益	318

決算公告

令和7年4月2日
広島県福山市南蔵王町六丁目18番40号
株式会社プロセキュリティ
代表取締役 梅田 正則

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	48,434,781
固定資産	1,567,398
合 計	50,002,179
負純 資産 及の び部	
流動負債	23,760,414
株主資本金	26,241,765
資本準備金	10,000,000
利益剰余金	16,241,765
繰越利益剰余金	16,241,765
(うち当期純利益)	(483,716)
合 計	50,002,179

第10期決算公告

令和7年4月2日 東京都港区虎ノ門三丁目22番10-201号
Great Eagle Tokyo特定目的会社
代表取締役 松澤 和浩

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
特定資産	25,896,873	流動負債	44,530
土地	24,261,029	固定負債	3,500
建設仮勘定	1,635,844	負債合計	48,030
その他資産	304,553	社員資本金	26,153,396
流動資産	304,198	特定資本金	100
固定資産	355	優先資本金	27,356,000
		剰余金	△1,202,704
		当期末処理損失	1,202,704
資産合計	26,201,426	純資産合計	26,153,396
		負債・純資産合計	26,201,426

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)

(単位:千円)

科 目	金額
営業収益	42,000
営業費用	160,577
営業外収益	118,577
営業外費用	29
営業外収益	—
営業外費用	118,548
営業外収益	118,548
税引前当期純損失	1,210
法人税・住民税及び事業税	119,758
法人税等調整額	119,758
当期純損失	119,758

決算公告 令和7年4月2日
広島県福山市南蔵王町六丁目18番40号
株式会社プロテック
代表取締役 永井 健三

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	1,483,971,155
固定資産	551,787,000
合 計	2,035,758,155
負純 資産 及の び部	
流動負債	561,742,712
固定負債	331,385,964
株主資本金	1,142,629,479
資本準備金	20,000,000
利益剰余金	1,122,629,479
利益準備金	2,124,000
別途積立金	3,653,200
固定資産圧縮立金	1,502,039
繰越利益剰余金	1,115,350,240
(うち当期純利益)	(279,570,975)
合 計	2,035,758,155

第13期決算公告

令和7年4月2日 東京都江東区新砂三丁目1番18号
アシックスジャパン株式会社
代表取締役社長 阿部 雅

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
科 目	金額
流動資産	47,393
固定資産	7,219
有形固定資産	1,016
無形固定資産	285
投資その他の資産	5,917
合 資 産 合 計	54,612
流動負債	21,015
固定負債	2,112
退職給付引当金	341
株主資本金	26,237
資本準備金	90
資本剰余金	9,785
その他資本剰余金	9,785
利益剰余金	16,361
その他利益剰余金	16,361
評価・換算差額等	5,246
繰延ヘッジ損益	5,246
合 債 負債・純資産合計	54,612

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)

(単位:百万円)

科 目	金額
売上高	95,128
売上原価	38,246
売上総利益	56,881
販売費及び一般管理費	34,681
営業収益	22,199
営業外費用	129
営業外費用	22,312
営業外収益	2,819
営業外収益	57
税引前当期純利益	25,074
法人税・住民税及び事業税	5,797
法人税等調整額	2,963
当期純利益	16,313

第53期決算公告

令和7年4月2日 東京都千代田区九段北四丁目2番1号

株式会社アシスト

代表取締役 大塚辰男

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	35,873	流動負債	26,596
固定資産	7,947	固定負債	7,512
		退職給付引当金	1,830
		役員退職慰労引当金	546
株主資本	9,520	資本金	9,460
資本剰余金	60	利益準備金	2
利益剰余金	9,457	常勤従業員の福利厚生費	1,924
評価・換算差額等	190	非常勤従業員の福利厚生費	72
その他の利益剰余金	190	営業外費用	101
		税金及び引当金	1,894
		法人税	1,894
		事業税	657
		税引前純利益	62
資産合計	43,820	負債・純資産合計	43,820

損益計算書の要旨
(自令和6年1月1日)
(至令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	45,418
原価	29,930
上場料	15,487
販売費及び一般管理費	13,563
営業収益	1,924
営業外費用	72
営業利益	101
常勤従業員の福利厚生費	1,894
税金及び引当金	1,894
法人税	657
事業税	62
税引前純利益	1,298

第10期決算公告

令和7年4月2日

東京都港区虎ノ門三丁目22番10-201号

Great Eagle Tokyo一般社団法人

代表理事 粟国正樹

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科 目	金 額
固定資産	51,000
合計	51,000
流动負債	7,113,736
負債合計	7,113,736
基剰余金	51,000
(うち当期純損失)	△7,113,736
純資産合計	△7,062,736
合計	51,000

第63期決算公告 令和7年4月2日

神戸市兵庫区上庄通二丁目4番27号

株式会社フジデジタル・スタッフ

代表取締役 藤喜志福

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資産部	
流動資産	7,879
固定資産	5,737
合計	13,616
負純資産及び部	
流動負債	11,007
固定負債	1,566
株主資本	1,043
資本剰余金	25,100
利益剰余金	1,300
利益準備金	△25,356
繰越利益剰余金	300
(うち当期純損失)	△25,656
合計	(1,439)
	13,616

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千五百十円減少し、資本金の額を一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月2日
神戸市兵庫区上庄通二丁目4番27号
株式会社フジデジタル・スタッフ
代表取締役 藤喜志福

第1期決算公告 令和7年4月2日

東京都中央区銀座一丁目22-11

銀座大竹ビジデンス2階

一般社団法人共生プロジェクト

代表理事 井口涉

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額
資産部	
流動資産	18,844
固定資産	54,480
合計	73,324
負債財産及び正部	
流动負債	294,214
負債合計	294,214
一般正味財産	△220,890
正味財産合計	△220,890
合計	73,324

第5期決算公告

令和7年4月2日

東京都新宿区市谷田町三丁目8番市ヶ谷科学技術イノベーションセンタービル2F

株式会社Flow Group

代表取締役 横山諒平

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(円)
資産部	
流動資産	81,680,128
固定資産	4,096,584
合計	85,776,712
負純資産及び部	
流動負債	68,372,802
固定負債	17,403,910
株主資本	500,000
資本剰余金	16,903,910
その他利益剰余金	16,903,910
(繰越利益剰余金)	(16,903,910)
(うち当期純利益)	(11,359,272)
合計	85,776,712

新設分割公表
当社は、新設分割により新設する株式会社F10の市ヶ谷科学技術イノベーションセンター(以下「新設会社」)に付帯する事業並びに付帯する権利義務を承継され、新設会社F10は、新設会社の会社分割の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月2日
東京都新宿区市谷田町三丁目8番市ヶ谷科学技術イノベーションセンタービル2F
株式会社Flow Group
代表取締役 横山諒平

第4期決算公告 令和7年4月2日

東京都中央区日本橋三丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア11階

ハイターゲット日本株式会社

代表取締役 Zhao Xin

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資産部	
流動資産	5,522
合計	5,522
負純資産及び部	
流动负债	70
固定負債	105
株主資本	5,347
資本剰余金	6,000
その他利益剰余金	△652
(うち当期純損失)	△652
合計	(201)
	5,522

第2期決算公告 令和7年4月2日

名古屋市西区名駅3丁目7-9

サン・名駅三丁目ビル601

ソルエユニーク株式会社

代表取締役 藤木祐丞

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資産部	
流動資産	2,832
固定資産	12,211
総資産	75
合計	15,119
負純資産及び部	
流動負債	1,712
固定負債	650
株主資本	12,756
資本剰余金	20,000
その他利益剰余金	△7,243
(うち当期純損失)	△7,243
合計	(7,065)
	15,119

(甲) 左記のとおりです。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。
令和7年4月2日
名古屋市西区名駅三丁目ビル601
ソルエユニーク株式会社
代表取締役 藤木祐丞

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公司の株主総会の承認決議は令和7年3月12日に、乙の株主総会の承認決議は令和7年3月12日に終了しております。

効力発生日は令和7年5月十五日であります。

甲の株主総会の承認決議は令和7年3月12日

に、乙の株主総会の承認決議は令和7年3月12日

に終了しております。

この合併の結果、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになります。

この合併の結果、甲は

第24期決算公告 令和7年4月2日
大阪市北区小松原町3番3号
オーエス・シネプラザーズ株式会社
代表取締役 田井雄二郎
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	189,343
	固定資産	7,909
	資産合計	197,253
負純 資 産 及 の び部	流动負債	53,501
	(貸付引当金)	(4,955)
	固定負債	12,167
	退職給付引当金	12,167
	株主資本	131,584
	資本剰余金	10,000
利 益 の 他	利益剰余金	121,584
	その他利益剰余金	121,584
	(うち当期純損失)	(9,534)
負債・純資産合計		197,253

第21期決算公告 令和7年4月2日
大阪市北区小松原町3番3号
O S 共栄ビル管理株式会社
代表取締役 藤原 聰
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	302,499
流 固 動 定 資 資 産 産	700
資 産 合 計	303,200
負純 債 資 產 及 の び部	48,751 (2,494) 19,152 19,152 235,296 30,000 205,296 205,296 (2,442)
負債・純資産合計	303,200

第20期決算公告
令和7年4月2日
大阪市北区小松原町3番3号
O S 不動産株式会社
代表取締役 竹内 信二
付録照査の報告

貸借対照表の要旨 (令和7年1月31日現在)				(単位:千円)
科	目	金額		
資の 産部	流動資産	117,934		
	固定資産	317,148		
	資産合計	435,083		
負純 債資 産及 び部	流動負債	18,741		
	固定負債	242,840		
	株主資本	173,502		
	本益余金	10,000		
	剰余金	163,502		
	その他の利益	163,502		
	(うち当期純利益)	(9,089)		
	負債・純資産合計	435,083		

第8期決算公告 2025年3月28日
大阪府吹田市山田丘2番8号
C4U株式会社
代表取締役 平井 昭光
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

貢借対照表の要旨(2024年12月31日現在)		科 目	金 額(円)
資の 産部	流動資産	772,850	
	固定資産	4,513	
	合 计	777,363	
負純 資 債 及 の び部	流動負債	57,551	
	固定負債	—	
	株主資本	719,811	
	資本剰余金	100,000	
	資本準備金	2,559,400	
	資本剰余金	1,327,750	
	その他の資本剰余金	1,231,650	
	利益剰余金	△1,939,588	
	その他の利益剰余金(うち当期純損失)	△1,939,588	
	合 计	(715,805)	
合 计		777,363	

貸借対照表の要旨

科	目	金額
資の 産部	流動資産	4,079,052
	固定資産	9,497,983
負純 債 資 産 及 び部	資産合計	13,577,035
	流动負債	37,043,874
負純 債 資 産 及 び部	固定負債	24,912,000
	負債合計	61,955,874
株主資本 益益 その他の利益 (うち当期純損失)	株主資本	△48,378,839
	益益 その他の利益 (うち当期純損失)	20,000,000
純資產合計	△68,378,839	
	△68,378,839 (1,511,185)	
負債・純資產合計	△48,378,839	
	13,577,035	

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千万円減少し一千
万とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
りです。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。

第31期決算公告
令和7年4月2日

貸借対照表の要旨					
(令和6年12月31日現在)			(単位:千円)		
科 目	金額				
資の 産部	流動資産	固定資産	資産合計	12,260	
	現金	預金		75	
合計				12,335	
負純 資産 及の び部	流動負債	固定負債	債権合計	2,283	
	預り金	長期借入金		0	
資産部	株主資本	資本金	資本合計	10,052	
	資本剰余金	資本剰余金		10,000	
負純 資産 及の び部	利益剰余金	利益剰余金	剰余金合計	52	
	その他の利益	当期純利益		52	
資産部	(うち当期純利益)	(うち当期純利益)	純利益合計	(460)	
	合計	合計		12,335	

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し一百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

第28期決算公告

令和7年4月2日

東京都千代田区岩本町一丁目3番9号
シーレックス株式会社
代表取締役 松浦 誠
貸借対照表の要旨
令和6年8月31日現在 (単位:千円)

科 目						金 額
資の 産部	流 動 資 資	固 定 資 資	資 產	資 產	資 產	
	資 產 合 計					5,101,064
負債及び純資産の部	流 動 負 債	固 定 負 債	退職給付引当金	資 本 金	資 本 金	134,638
	株 主 資 本	定 期 剩 余	資 本 金	利 準 備 金	利 準 備 金	493,449
	資 益	利 益	利 益	利 益	利 益	420,000
	利 益	利 益	その他の利益	その他の利益	その他の利益	3,951,478
	その他の利益	(うち当期純利益)	利 剰 余 金	利 剰 余 金	利 剰 余 金	13,850
	評価・換算差額等	評価・換算差額等	その他の有価証券評価	その他の有価証券評価	その他の有価証券評価	3,937,628
	差額金		差額金	差額金	差額金	3,463
						3,934,165
						(19,264)
						521,500
						521,500
	負債・純資産合計					5,101,064

第10期決算公告 令和7年4月2日
東京都千代田区岩本町一丁目3番9号
シーレックス・プラス株式会社
代表取締役 松浦 試

貸借対照表の要旨		松浦 誠
(令和6年11月30日現在)		(単位:千円)
科 目	金額	
資の 産部	流動資産 固定資産 資産合計	13,667 1,107,600 1,121,267
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 負債・純資産合計	2,246 1,150,000 △30,979 10,000 1,884 1,884 △42,864 △42,864 (7,902) 1,121,267

